



熊本県公報

第13503号
令和8年(2026年)
1月23日(金)
(毎週火・金発行)

目次

告 示

○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(網田加入区外 2加入区)	(団体支援課) 2
○単価契約(出先機関分) PPC用紙の競争参加資格等	(管理調達課) 2
○令和6年度熊本県一般会計及び特別会計歳入歳出決算の公表	(会計課) 3
○熊本県が設置する児童相談所に置く児童福祉司の数の一部改 正	(子ども家庭福祉課) 44
○「生活困窮者自立支援法の施行に関する事務委任」の一部改 正	(社会福祉課) 44
○天草救急医療圏の救急病院等に関する認定	(医療政策課) 44
○道路の区域変更	(道路保全課) 44
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課) 45
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(〃) 45
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(〃) 46
○土砂災害警戒区域の指定	(〃) 46
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃) 46
○熊本県次期府内情報基盤における移動通信回線サービス調達 に係る一般競争入札の参加資格等	(システム改革課) 47
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し	(障がい者支援課) 48

公 告

○単価契約(熊本市内) PPC用紙の一般競争入札の実施	(管理調達課) 48
○農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課) 52
○単価契約(宇城+八代+芦北) PPC用紙及びPPC用紙/間 伐材パルプ配合紙の一般競争入札の実施	(管理調達課) 54
○単価契約(上益城) PPC用紙及びPPC用紙/間伐材パルプ 配合紙の一般競争入札の実施	(〃) 59
○単価契約(菊池+玉名) PPC用紙及びPPC用紙/間伐材パ ルプ配合紙の一般競争入札の実施	(〃) 63
○単価契約(天草) PPC用紙及びPPC用紙/間伐材パルプ配 合紙の一般競争入札の実施	(〃) 67
○換地処分	(農地整備課) 72
○農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課) 72
○公共測量の実施	(監理課) 79
○公共測量の終了	(〃) 79
○建設業者の許可取消し	(〃) 80
○熊本都市計画地区計画の決定(熊本市決定)	(都市計画課) 80
○土地改良区の役員の選任等	(農村計画課) 80
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 81
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃) 81
○熊本県次期府内情報基盤における移動通信回線サービス調達 に係る一般競争入札の実施	(システム改革課) 81
○「住吉漁港土砂受入地整備事業に係る環境影響評価準備書」 に係る公聴会の開催	(環境保全課) 85
○道路の位置の指定	(建築課) 90

登 載 依 頼

○熊本県立高等学校学習者用端末賃貸借に係る落札者の決定	(教育政策課) 90
○令和7年度熊本県農業振興促進審議会の開催	(農業振興促進審議会) 90
○令和7年度(2025年度)芦北地域保健医療推進協議会の 開催	(芦北地域保健医療推進協議会) 91
○熊本県立こころの医療センター清掃業務に係る一般競争入札 の参加資格等	(病院局総務経営課) 91
○熊本県立こころの医療センター清掃業務に係る一般競争入札 の実施	(〃) 92
○令和7年度(2025年度)熊本県障害者施策推進審議会の	

開催	（障害者施策推進審議会）	95
○令和7年度（2025年度）熊本県健康食生活・食育推進連携会議の開催	（健康食生活・食育推進連携会議）	96
○令和7年度（2025年度）熊本県環境審議会水保全部会の開催	（環境審議会水保全部会）	96

告示

熊本県告示第67号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次の表のとおり公示する。

なお、令和8年（2026年）1月23日から令和8年（2026年）2月6日までの間、次の表の縦覧場所に掲げる場所において、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和8年（2026年）1月23日

熊本県知事 木村敬

加入区の名称	発起人の住所及び氏名	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合	縦覧場所
網田加入区	宇土市長浜町446番地1 宮本 哲秀 宇土市戸口町27番地11 村田 義男 宇土市戸口町803番地2 嶋本 幸貴	網田漁業協同組合	網田漁業協同組合
八代加入区	八代市郡築十二番町352番地2 佐伯 正人 八代市梅檀町1505番地1 森下 安則 八代市港町164番地 吉原 義人	八代漁業協同組合	八代漁業協同組合
二見加入区	八代市二見洲口町1065番地 本田 洋明 八代市二見洲口町1062番地 宮崎 貞市 八代市二見洲口町1771番地 白石 明	二見漁業協同組合	二見漁業協同組合

熊本県告示第68号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和8年（2026年）1月23日

熊本県知事 木村敬

1 競争入札に付する事項

- (1) (熊本市内) PPC用紙 A4／6, 500箱、A3／320箱
- (2) (宇城+八代+芦北) PPC用紙 A4／1, 830箱、A3／100箱
(宇城+八代+芦北) PPC用紙（間伐材パルプ配合紙）A4／60箱
- (3) (上益城) PPC用紙 A4／440箱、A3／10箱
(上益城) PPC用紙（間伐材パルプ配合紙）A4／210箱、A3／20箱
- (4) (菊池+玉名) PPC用紙 A4／1, 800箱、A3／160箱
(菊池+玉名) PPC用紙（間伐材パルプ配合紙）A4／900箱、A3／50箱
- (5) (天草) PPC用紙 A4／1, 400箱、A3／90箱
(天草) PPC用紙（間伐材パルプ配合紙）A4／220箱

なお、購入予定数量については、変動する可能性がある。

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和8年（2026年）1月30日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで隨時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年（2028年）3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和8年（2026年）9月1日から令和8年（2026年）10月31日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県告示第69号

令和6年度熊本県一般会計及び特別会計歳入歳出決算については、令和7年11月定例県議会において、認定に関する議決があつたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年（2026年）1月23日

熊本県知事 木 村 敬

令和6年度 熊本県一般会計歳入歳出決算

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 領 銘	不 納 欠 拠 額	収 入 未 準 額	予算現額との収入較 溢額	過 誤 納 額
1県税		161924841000	167655067313	165991501955	166317939	1497247419	4066660955	0
1県民税		45798400000	48709010812	47626089909	113701234	969219669	1827689909	0
2事業税		50767923000	50295796758	50039091826	42176230	214528702	-728831174	0
3不動産取得税		5270731000	5407483301	529834323	1370912	107769066	27612323	0
4自動車税		24079832000	24066753126	23953145135	9069563	104538428	-126686865	0
5鉛区域税		10943000	11048500	11048500	0	0	105500	0
6鉛引取税		13819638000	14175765246	14074573692	0	10119154	254935692	0
7県たばこ税		2135536000	2144216570	2144216570	0	0	8680570	0
8ゴルフ場利用税		619047000	614803475	614803475	0	0	-4243525	0
9地方消費税		19298755000	22105881734	22105881734	0	0	2807126734	0
10特種税		17589000	17622700	17622700	0	0	33700	0
11菓葉物税		106447000	106685091	106685091	0	0	238091	0
2地方消費税清算金		92755600000	92785303227	92785303227	0	0	29703227	0
1地方消費税清算金		92755600000	92785303227	92785303227	0	0	29703227	0
3地方譲与税		40058950000	40290521000	40290521000	0	0	231571000	0
		1000	0	0	0	0	-1000	0
2石油ガス譲与税		59291000	63897000	63897000	0	0	46060000	0

熊本県一般会計歳入歳出決算		歳 入						(単位 円)
款	項	予 算 現 縮	調 定 額	取 入 領	不 納 欠 損 額	取 入 未 济 額	予算現額と収入較 差額との比率	過 誤 納 額
3航空機燃料譲与税		12792000	16530000	16530000	0	0	3738000	0
4地方揮発油譲与税		211446000	2302575000	2302575000	0	0	188115000	0
5自動車重量譲与税		1234115000	241215000	241215000	0	0	7100000	0
6森林環境譲与税		178378000	175012000	175012000	0	0	3366000	0
7特別法人事業譲与税		37459913000	37491292000	37491292000	0	0	31379000	0
4地方特別交付金		4629712000	4629712000	4629712000	0	0	0	0
1地方特別交付金		4629712000	4629712000	4629712000	0	0	0	0
5地方交付税		231926835000	233817768000	233817768000	0	0	1890933000	0
1地方交付税		231926835000	233817768000	233817768000	0	0	1890933000	0
6交通安全対策特別交付金		1229448000	240860000	240860000	0	0	11412000	0
1交通安全対策特別交付金		1229448000	240860000	240860000	0	0	11412000	0
7分担金及び負担金		5501609974	5092526274	4939651736	4244260	148430278	561958238	0
1分担金		871567000	480948401	480948401	0	0	390618599	0
2負担金		4630042974	4611377873	445870335	4244260	148430278	-171339639	0
8使用料及び手数料		8963297000	8903549792	8888317539	388500	14843753	-74979461	0
1使用料		6368265000	6413937145	6398704892	388500	14843753	30439892	0
2手数料		2595032000	2489612647	2489612647	0	0	-105419353	0

款項	項	予算額	定額	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入額の比	過誤額	納額	歳入	
											(単位：円)	
9国庫支出金		233,853,640,780	1,426,927,436,51	1,426,698,674,73	0	228,761,78	-9,418,377,330	7	0	0		
1国庫負担金		526,080,993,20	452,072,390,94	452,072,390,94	0	0	-74,008,022	6	0	0		
2国庫補助金		18,154,980,846,0	952,088,941,92	951,860,180,14	0	228,761,78	-8,636,379,04	6	0	0		
3国庫委託金		2,695,733,000	2,276,610,365	2,276,610,365	0	0	-4,191,226	35	0	0		
10財産収入		1,948,116,000	1,982,872,807	1,982,855,57	0	1,825,0	34,738,57	5	0	0		
1財産運用収入		1,167,704,000	1,162,464,110	1,162,464,110	0	1,825,0	-52,578	40	0	0		
2財産売却収入		7,804,120,000	8,224,083,97	8,204,983,97	0	0	3,999,639	7	0	0		
11寄附金		9,050,240,000	9,167,424,35	9,167,424,35	0	0	11,718,43	5	0	0		
1寄附金		9,050,240,000	9,167,424,35	9,167,424,35	0	0	11,718,43	5	0	0		
12繰入金		275,807,200,00	268,952,674,6	268,952,674,6	0	0	-6,851,932	54	0	0		
1特別会計繰入金		14,195,100,00	13,729,366,99	13,729,366,99	0	0	-4,655,733	01	0	0		
2基金繰入金		27,161,210,00	26,522,590,047	26,522,590,047	0	0	-6,386,995	3	0	0		
13繰越金		4,279,04,953,83	4,279,04,960,20	4,279,04,960,20	0	0	637	0	0	0		
14積収入		69,402,811,94	68,028,01,626,5	67,24,427,590	2,523,9563	7,584,991,12	-21,585,339	04	0	0		
1延滞金、加算金及G過料等		11,462,300,0	22,779,929	16,297,61,06	11,390,949	4,741,2874	4,835,310	6	0	0		
2県積利子		1,582,800,0	2,628,509,6	2,628,509,6	0	0	10,457,09	6	0	0		

熊本県一般会計歳入歳出決算

歳 入		歳 出					(単位 円)	
款	項	予 算 現 總	調 定 總	取 入	不 納 欠 損 總	取 入	未 溝 總	予 算 現 總 と 収 入 と の 比較 と 予 算 現 總 と の 比較 の 過 誤 納 額
3貸付金元利取入		52322600000	52152413314	52122714201	182000	29517113	-199885799	0
4受託事業収入		4217114494	4058856463	2058854463	0	0	-2158258031	0
5収益事業収入		2514566000	2667958796	2667958796	0	0	-153392796	0
6雑入		10218011000	10900722667	10205483928	13666664	681569125	-12524072	0
7利子割精算金収入		69000	0	0	0	0	-69000	0
15県債		155946322076	93337919000	93337919000	0	0	-62608403076	0
1県債		155946322076	93337919000	93337919000	0	0	-62608403076	0
歳 入 合 計		1081417422707	930059424530	927421319278	196190262	2441914990	-153999103429	0

歳

出

歳

款項	項	予算現額	支出額	翌年度繰額	不通用額	(単位：円)	
						予算額	支出し額
1議会費		2,022,208,934	1,936,772,594	612,381,0	793,125,30	8,543,634,0	8,543,634,0
1議会費		2,022,208,934	1,936,772,594	612,381,0	793,125,30	8,543,634,0	8,543,634,0
2総務費		6,848,166,509,3	6,261,008,738,7	3,085,971,64	2,785,980,542	5,871,577,706	5,871,577,706
1総務管理費		4,103,618,972,1	3,935,006,287,8	6,962,607,86	9,898,660,57	1,686,126,843	1,686,126,843
2企画費		1,084,771,592	844,517,111	1,767,124,378	6,150,741,03	2,382,198,481	2,382,198,481
3賃給費		7,976,273,000	7,662,943,959	0	3,133,290,41	3,133,290,41	3,133,290,41
4市町村振興費		4,145,788,000	3,658,632,373	0	4,871,556,27	4,871,556,27	4,871,556,27
5選舉費		1,369,24,800,0	1,102,119,214	0	2,671,28,78,6	2,671,28,78,6	2,671,28,78,6
6防災費		2,244,93,278,0	1,541,29,384,4	6,22,212,000	8,142,69,36	7,036,389,36	7,036,389,36
7統計調査費		4,839,88,000	4,651,37,055	0	1,885,09,45	1,885,09,45	1,885,09,45
8人事委員会費		1,832,43,000	1,726,50,157	0	1,059,28,43	1,059,28,43	1,059,28,43
9監査委員費		1,942,87,000	1,917,30,796	0	2,556,20,4	2,556,20,4	2,556,20,4
3民生費		1,177,37,035,168	1,074,81,658,364	5,924,949,095	4,330,427,709	1,025,537,680,4	1,025,537,680,4
1社会福祉費		6,675,454,110,0	5,948,81,637,94	5,257,933,050	2,008,442,56	7,266,377,306	7,266,377,306
2厚福社費		4,470,940,142,4	4,199,819,202,5	5,828,260,45	2,128,383,54	2,711,209,399	2,711,209,399
3生活保護費		5,620,791,000	5,504,543,162	4,190,000	1,120,578,38	1,162,478,38	1,162,478,38
4災害救助費		6,523,016,44	4,907,593,83	8,000,000,0	8,154,226,1	1,615,422,61	1,615,422,61

熊本県一般会計歳入歳出決算

出

歳

(単位 円)

款	項	予 算 現 額	支 出 領	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出額の比
4衛生費		6,653,841,14,92	5,973,413,6720	3,775,813,000	3,028,461,772	6,804,274,772
1公衆衛生費		5,169,19,05,192	4,570,30,27,200	3,426,45,3000	2,562,424,992	5,98,877,992
2環境衛生費		1,170,74,16,300	1,114,99,64,942	1,993,12,000	3,581,39,358	5,714,13,58
3保健所費		1,694,90,5000	1,673,51,54,99	0	2,138,9501	2,138,9501
4医薬費		14,441,85,000	12,076,29,079	1,500,48,000	8,650,79,21	2,365,55,921
5労働費		4,112,49,4,608	2,788,51,9,101	7,860,98,697	5,378,76,810	1,323,975,507
1労政費		2,228,03,000	2,112,26,545	0	1,157,64,55	1,157,64,55
2職業訓練費		3,521,06,86,08	2,221,76,63,33	7,860,98,697	5,132,03,078	1,299,30,1775
3失業対策費		2,485,41,000	2,396,79,192	0	8,618,08	8,618,08
4労働委員会費		1,200,82,000	1,158,46,531	0	4,123,54,69	4,123,54,69
6農林水産業費		1,211,17,54,69510	7,148,14,31,685	4,329,57,41,601	6,398,29,62,24	4,969,40,37825
1農業費		2,673,00,85,460	1,579,81,45,755	7,385,78,57,31	3,546,15,39,74	1,093,19,39,705
2畜産業費		6,665,52,32,00	2,825,29,662	2,763,42,90,02	1,076,80,15,36	3,840,23,05,38
3農地費		4,176,43,14,475	2,620,49,30,210	1,489,74,26,365	6,619,57,900	1,559,38,42,65
4林業費		3,519,4,04,2,248	1,908,6,20,3,515	1,526,4,03,70,81	8,438,01,652	1,610,78,38,733
5水産業費		1,082,15,04,127	7,566,85,95,43	2,985,06,34,22	2,695,81,162	3,254,644,584
7油工費		7,305,94,70,700	6,614,16,98,809	4,959,4,03,224	1,958,36,86,67	6,917,771,891

版

版

(単位：円)

款項	項	予算現額	支出額	翌年度繰額	不通用額	予算現額と支出額の比較	
						出	出
1商業費		577,670,407,00	5,623,450,943,7	1,388,604,224	1,439,270,39	1,532,531,263	
2工鉱業費		1,267,251,700,0	8,001,114,178	3,080,980,000	1,590,422,822	4,671,402,822	
3観光費		2,619,913,000	1,906,075,194	4,898,190,00	2,240,188,06	7,138,378,06	
8土木費		1,847,823,357,13	1,093,360,213,53	7,395,383,027,1	1,492,484,089	7,544,631,436,0	
1土木管理費		3,651,760,758	2,872,819,718	6,924,342,56	8,650,678,4	7,789,410,40	
2道路橋りょう費		7,874,260,698,5	4,858,666,688,2	3,001,408,954,4	1,418,505,59	3,015,594,010,3	
3河川海岸費		6,821,161,733,8	3,653,783,872,5	3,062,125,418,3	1,052,524,430	3,167,377,861,3	
4港湾費		1,079,389,518,6	8,280,800,036,2	2,447,713,569	6,538,125,5	2,513,094,824	
5都市計画費		2,100,352,628,4	1,125,967,528,8	9,660,213,508	8,363,748,8	9,743,850,996	
6住宅費		2,378,929,162	1,798,220,378	5,181,252,11	6,258,357,3	5,807,087,84	
9警察費		4,435,487,186,3	4,283,191,678,2	5,004,036,660	1,022,514,21	1,522,955,081	
1警察管理費		3,908,666,326,3	3,774,564,132,6	4,808,946,660	8,601,272,77	1,341,021,937	
2警察活動費		5,268,208,600	5,086,275,456	1,950,900,0	1,624,241,44	1,819,331,44	
10教育費		15,344,460,598,6	1,470,533,216,18	2,837,459,101	3,553,825,267	6,391,284,368	
1教育総務費		3,852,665,8,893	3,674,528,637,6	1,716,580,00	1,609,714,017	1,781,372,017	
2小学校費		3,624,493,000,0	3,592,348,166,1	0	3,214,483,39	3,214,483,39	
3中学校費		2,187,6,864,00	2,165,195,805,3	0	2,249,059,47	2,249,059,47	

熊本県一般会計歳入歳出決算

出

歳

(単位 円)

款	項	予 算 現 額	支 出 濟 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出額の比
4高等学校費		3,584,182,900	3,328,819,213	1,857,978,362	695,585,06	2,553,636,868
5特別支援学校費		1,379,347,300	1,307,062,164	42,455,700	2,982,943,54	7,22,851,354
6大学費		14,160,700	14,114,053	48	46,646,52	4,664,652
7社会教育費		3,081,245,093	2,643,423,237	254,798,739	1,830,231,17	4,378,218,56
8保健体育費		2,663,536,00	2,318,952,665	1,284,670,00	2,161,163,35	3,445,833,35
11災害復旧費		5,276,991,120	2,929,624,311	1,868,808,795	4,785,800,14	2,347,366,780
1農林水産業災害復旧費		14,886,944,545	9,083,186,062	4,411,889,910	1,391,868,573	5,803,758,483
2土木災害復旧費		3,186,317,857	1,931,477,941	1,121,812,698	5	1,330,722,176
3警察災害復旧費		4,078,000	3,167,228	0	0	9,107,72
4教育災害復旧費		1,826,960,00	1,516,948,28	2,856,000	2,441,172	3,100,117,2
5総務災害復旧費		4,105,500,00	1,241,539,79	2,800,250	0	6,371,021
6商工災害復旧費		5,422,464,000	6,192,618,00	2,749,485,900	2,053,716,300	4,803,202,200
12公債費		9,983,865,900	9,983,644,788	2	0	2,111,18
13繰支出金		9,308,819,800	9,240,679,597	4	0	6,814,020,26
1繰出金		16,697,498,00	1,607,714,358	2	0	6,203,544,18
2ゴルフ場利用税交付金		4,333,330,00	4,309,028,66	0	24,301,34	24,301,34

款項	項	予算額	支出行額	翌年度繰越額	不費用額	歳出	
						予算額	支出行額
3利子割交付金		7 987 500	7 421 800	0	565 700	5 657 000	5 657 000
4利子割精算金		1 430 000	0	0	1 430 000	1 430 000	1 430 000
5地方消費税清算金		1 884 780 000	1 884 777 227	0	2 777 3	2 777 3	2 777 3
6地方消費税交付金		4 651 305 500	4 651 301 200	0	4 300 0	4 300 0	4 300 0
7配当割交付金		8 850 750 00	8 850 490 00	0	2 600 0	2 600 0	2 600 0
8株式等譲渡所得割交付金		14 898 160 00	14 897 980 00	0	18 000	18 000	18 000
9軽油引取税交付金		321 818 900	321 818 900	0	0	0	0
10所得割交付金		18 883 500	17 302 800	0	15 807 000	15 807 000	15 807 000
11環境性能割交付金		9 337 480 00	9 034 722 99	0	3 027 570 1	3 027 570 1	3 027 570 1
12法人事業税交付金		3 800 831 000	3 794 211 00	0	6 620 000	6 620 000	6 620 000
14予備費		1 208 552 0	0	0	1 208 552 0	1 208 552 0	1 208 552 0
1予備費		1 208 552 0	0	0	1 208 552 0	1 208 552 0	1 208 552 0
歳出合計		10 814 174 227 07	8 929 350 515 80	1 578 135 074 18	3 066 863 709	18 848 237 112 7	

熊本県一般会計歳入歳出決算		歳出				(単位 円)	
款	項	予算現額	支出席額	翌年度繰越額	不通用額	予算現額と支出済額較比	

歳入歳出差引残額
うち県金繰入額
32年度～繰越額
34,486,267,698 円
34,486,267,698 円
令和7年9月16日 提出
熊本県知事 木村 敬

令和6年度 熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算

(単位：円)

款	項	予 算 現 積	調 定 純 額	収 入	不 納 欠 損 額	収 入	未 溝 額	予 算 現 額 と 収 入 の 比 較	過 誤 納 額
1歳入金		5000	3000	3000	0	0	0	-2000	0
1一般会計歳入金		5000	3000	3000	0	0	0	-2000	0
2歳越金		2590000	225676648	225676648	0	0	0	223086648	0
1歳越金		2590000	225676648	225676648	0	0	0	223086648	0
3諸収入		907913000	3859925009	912296798	919201663	2028426548	4383798	0	0
1貸付金元利収入		897086000	3714564948	895430691	790794134	2028340123	-1655309	0	0
2雑入		10827000	145360061	16866107	128407529	86425	6039107	0	0
歳入合計		910508000	4083604657	1137976446	919201663	2028426548	227468446	0	0

款	項	予 算 現 額	出			予算現額との支出し額比較
			支 出	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	
1商工費		5,673,000	8,059,81	0	4,867,019	4,867,019
1中小企業振興資金		5,673,000	8,059,81	0	4,867,019	4,867,019
2公営費		8,904,900,00	8,819,952,39	0	849,4761	849,4761
1公営費		8,904,900,00	8,819,952,39	0	849,4761	849,4761
3諸支出金		1,434,500,0	1,415,900,0	0	18,600,0	18,600,0
1繰出金		1,434,500,0	1,415,900,0	0	18,600,0	18,600,0
歳 出 合 計		9,105,080,00	8,969,602,20	0	1,354,778,0	1,354,778,0

歳入歳出差引残額	241,016,226 円
うち基金融入額	なし
翌年度～繰越額	241,016,226 円

令和7年9月16日提出
熊本県知事 木 村 敬

令和6年度 熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算

(单位)
四)

款項	現額	出			予算現額と支出額の比較
		予算額	支額	翌年度繰越額	
1民生費	91768000	81647334	0	10120666	10120666
1母子父子寡婦福祉資金	91768000	81647334	0	10120666	10120666
2公債費	14367000	14366441	0	559	559
1公債費	14367000	14366441	0	559	559
3諸支出金	8900000	8899536	0	464	464
1繰出金	8900000	8899536	0	464	464
歳出合計	115035000	104913311	0	10121689	10121689

歳入歳出差引残額 120,729,479円
 うち基金繰入額 なし
 翌年度～繰越額 120,729,479円
 令和7年9月16日 提出
 熊本県知事 木村 敏

令和6年度 熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算 歳入

(单 位 用)

熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算

歳 出 款	項 目	予 算 現 額	支 出 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	(単位 円)	
						予算現額と支出済額 の比較	
1諸支出金		2,350,000,000	2,220,292,915	0	129,707,085	129,707,085	
1繰出金		2,350,000,000	2,220,292,915	0	129,707,085	129,707,085	
歳 出 合 計		2,350,000,000	2,220,292,915	0	129,707,085	129,707,085	

歳入歳出差引残額 241,142,984円
 うち基本金繰入額 なし
 翌年度～繰越額 241,142,984円

令和7年9月16日 提出
 熊本県知事 木村 敬

令和6年度 熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算

(単位 円)

款	項	予 算 現 銘	調 定 銘	取 入 銘	不 納 欠 損 額	取 入 未 溝 額	予 算 現 額 と 取 入 比 較	過 誤 納 額
1財産収入		167109000	184027406	184027406	0	0	16918406	0
1財産運用収入		237000	228499	228499	0	0	-8501	0
2財産売払収入		166872000	183798907	183798907	0	0	16926907	0
2繰入金		121183000	94194695	94194695	0	0	-26988305	0
1一般会計繰入金		106864000	80384905	86384905	0	0	-20479095	0
2基金繰入金		14319000	7809790	7809790	0	0	-6509210	0
3繰越金		60822000	123040539	123040539	0	0	62218539	0
1繰金		60822000	122040539	123040539	0	0	62218539	0
4諸収入		0	246558	246558	0	0	246558	0
1雑入		0	246558	246558	0	0	246558	0
歳 入 合 計		349114000	401509198	401509198	0	0	52395198	0

款	項	予 算 現 額	支 出 準	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	出	
						(単位 円)	予算現額と支出額の比較
1教育費		34,911,400.0	27,004,945.2		0	7,906,454.8	7,906,454.8
1高等学校費		34,911,400.0	27,004,945.2		0	7,906,454.8	7,906,454.8
歳 出 合 計		34,911,400.0	27,004,945.2		0	7,906,454.8	7,906,454.8

歳入歳出差引残額 131,459,746円
 うち基金繰入額 なし
 翌年度へ繰越額 131,459,746円

令和7年9月16日 提出
 熊本県知事 木村 敬

令和6年度 熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

四

熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

(単位 円)

出

歳

款	項	予 算 現 額	支 出 濟 額	翌 年 度 繰 額	不 用 額	予算現額と支出済額比較	
						○	△
1土木費		3,159,388,689	2,296,947,827	774,233,248	882,076,14		8,624,408,62
1港湾費		3,159,388,689	2,296,947,827	774,233,248	882,076,14		8,624,408,62
2公債費		1,745,131,000	1,745,130,874	0	126		126
1公債費		1,745,131,000	1,745,130,874	0	126		126
歳 出 合 計		4,904,519,689	4,042,078,701	774,233,248	882,077,40		8,624,409,88

歳入歳出差引残額
うち基金繰入額
翌年度へ繰越額

351,075,687円
なし
351,075,687円

令和7年9月16日提出
熊本県知事 木村 敬

令和6年度 熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算

(単位 円)

歳入	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入	不 納 欠 損 額	取 入	未 溝 額	予算現額と取入比較額	過 誤 納 額
1財産収入		321917000	1867662875	1867662875	0	0	0	1545745875	0
1財産運用収入		40443000	41662875	41662875	0	0	0	1219875	0
2財産売払収入		281474000	1826000000	1826000000	0	0	0	1544526000	0
2繰越金		386151702	1056634392	1056634392	0	0	0	670482690	0
1繰越金		386151702	1056634392	1056634392	0	0	0	670482690	0
3諸収入		0	1918269	1918269	0	0	0	1918269	0
1雑入		0	1918269	1918269	0	0	0	1918269	0
4県債		100000000	63000000	63000000	0	0	0	-37000000	0
1県債		100000000	63000000	63000000	0	0	0	-37000000	0
歳入合計		808068702	2989215536	2989215536	0	0	0	2181146834	0

款	項	予算現額	支出額	翌年度繰額	不通用額	出	
						(単位 円)	予算現額と支出額較
1土木費		808068702	249635794	553236362	5196546		558432908
1港湾費		808068702	249635794	553236362	5196546		558432908
歳出合計		808068702	249635794	553236362	5196546		558432908

歳入歳出差引残額 2,739,579,742円
 うち基金繰入額 なし
 翌年度～繰越額 2,739,579,742円

令和7年9月16日 提出
 熊本県知事 木村 敬

令和6年度 熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算

(単位：円)

款	項	予 算 現 積	調 定 額	収 入	不 納 欠 損 額	収 入	未 溝 額	予 算 現 額 と 収 入 の 比 較	過 誤 納 額
1財産収入		101000000	101000000		101000000	0	0	0	0
1財産売却収入		101000000	101000000		101000000	0	0	0	0
2賃借		953000000	890308152		890308152	0	0	-62691848	0
	1賃借	953000000	890308152		890308152	0	0	-62691848	0
歳入合計		1054000000	991308152		991308152	0	0	-62691848	0

款項	現額	支出席額			翌年度繰越額	不用途額	予算現額と支出済額較差(単位：円)
		予算額	現額	額			
1土木費	953000000	890308152			62691848		62691848
1道路橋りょう費	953000000	890308152			62691848		62691848
2公債費	101000000	100671722			0	328278	328278

歳入歳出差引残額
うち基金繰入額
翌年度～繰越額

歳入歳出差引残額
うち基金繰入額
翌年度～繰越額

令和7年9月16日提出
熊本県知事 木村 敬

令和6年度 熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算

(単位 円)

款	項	予 算 現 領	調 定 額	取 入	不 納 欠 損 額	取 入 未 決 額	予算現額と取入比較 過 済額との比較	過 誤 納 額
1財産収入		826000	1037398	1037398	0	0	211398	0
1財産運用収入		826000	1037398	1037398	0	0	211398	0
2繰越金		18564000	4400873732	4400873732	0	0	4382309732	0
1繰越金		18564000	4400873732	4400873732	0	0	4382309732	0
3譲収入		386712000	1'14999173	91922432	4,039045	219677696	532570432	0
1貸付金元利収入		386712000	1094831719	917832859	2889417	174089443	531140859	0
2雑入		0	48167454	1429573	1,149628	4,5588253	1429573	0
歳入合計		4,06102000	5154910303	532113562	4039045	219677696	4915091562	0

款	項	予 算 現 額	支 出 濟 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	出	
						(単位 円)	予算現額と支出済額の比較
1教育費		4,061,020,000	3,840,722,9		0	1,769,477,1	1,769,477,1
1育英資金		4,061,020,000	3,840,722,9		0	1,769,477,1	1,769,477,1
歳 出 合 計		4,061,020,000	3,840,722,9		0	1,769,477,1	1,769,477,1

歳入歳出差引額
うち基金繰入額
翌年度～繰越額

4,932,786,333円
なし
4,932,786,333円

合和7年9月16日提出

熊本県知事 木村 敏

令和6年度 熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算

(単位 円)

款	項	予 算 現 翻	額	調 定 額	取 入	不 納 欠 損 額	取 入	未 汝 額	予 算 現 額 と 収 入 比 較	過 誤 納 額
1歳入金		3,000		2,494		24,94	0	0	-506	0
1-一般会計繰入金		3,000		2,494		24,94	0	0	-506	0
2繰越金		174,171,000		73,783,709.8		73,783,709.8	0	0	56,366,609.8	0
1繰越金		174,171,000		73,783,709.8		73,783,709.8	0	0	56,366,609.8	0
3諸収入		511,892,000		533,779,896		512,164,681	0	216,152,15	272,681	0
1貸付金元利収入		345,644,200		345,644,1681		345,644,1681	0	0	-319	0
2雑入		166,250,000		188,138,215		166,523,000	0	216,152,15	273,000	0
歳入合計		686,066,000		1,277,161,948.8		1,250,000,427.3	0	216,152,15	56,393,827.3	0

款	項	予 算 現 額	支 出 濟 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	出	
						(単位 円)	予算現額と支出済額較 差
1農林水産業費		64,605,000	54,490,0681	0	10,114,9319		1,011,493,19
1林業改善資金		64,605,000	54,490,0681	0	10,114,9319		1,011,493,19
2諸支出金		4,001,600	4,001,5681	0	319		319
1繰出金		4,001,600	4,001,5681	0	319		319
歳 出 合 計		68,606,600	58,491,6362	0	10,114,9638		1,011,496,38

歳入歳出差引残額
うち基金繰入額
翌年度～繰越額
665,087,911円
なし
665,087,911円

令和7年9月16日 提出
熊本県知事 木村 敬

令和6年度 熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算

(单位: 田)

熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳出決算

款	項	予 算 現 額	支 出 濟 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	出	
						(単位 円)	予算現額と支出済額較 差
1農林水産業費		81221000	24502	0	80975498		80975498
1沿岸漁業改善資金		81221000	24502	0	80975498		80975498
歳 出 合 計		81221000	24502	0	80975498		80975498

歳入歳出差引額 740,727,826円
うち基金繰入額 なし
翌年度～繰越額 740,727,826円

令和7年9月16日 提出
熊本県知事 木村 敬

令和6年度 熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

(单位：円)

歳 出 款 項	予 算 現 額	支 出 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	(単位 円)	
					歳 出 額	予算現額と支出額の 比較
1総務費	1,200,136,000	1,000,030,000	0	200,106,000	2,001,060,000	2,001,060,000
1市町村振興資金	1,200,136,000	1,000,030,000	0	200,106,000	2,001,060,000	2,001,060,000
2諸支出金	743,220,000	667,475,86	0	757,414,14	757,414,14	757,414,14
1繰出金	743,220,000	667,475,86	0	757,414,14	757,414,14	757,414,14
歳 出 合 計	1,274,458,000	1,066,775,86	0	207,680,414	2,076,804,14	2,076,804,14

歳入歳出差引残額 1,447,193,975円
 うち基金繰入額 なし
 翌年度～繰越額 1,447,193,975円
 令和7年9月16日 提出
 熊本県知事 木村 敏

令和6年度 熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算

（单位）

款項	項	予算額	現額	調定額	収入額	不納額	損額	収入未済額	予算現額と収入額との比較	過誤額	納額
1財産収入		122673000	122677142	122677142	0	0	0	0	4142	0	
	財産運用収入	30068000	30071335	30071335	0	0	0	0	3335	0	
	2種預託収入	92605000	92605807	92605807	0	0	0	0	807	0	
2種預入金		533493000	533493000	533493000	0	0	0	0	0	0	
	1一般会計繰入金	533493000	533493000	533493000	0	0	0	0	0	0	
3繰越金		1489985135	1507748543	1507748543	0	0	0	0	17763408	0	
	1繰越金	1489985135	1507748543	1507748543	0	0	0	0	17763408	0	
4県債		698000000	0	0	0	0	0	0	-69800000	0	
	5県債	698000000	0	0	0	0	0	0	-69800000	0	
6歳入合計		2844151135	2163918685	2163918685	0	0	0	0	-680232450	0	

熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算

(単位 円)

款項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額		予算現額と支出済額比較の(%)
				出	入	
1商工費	2,825,400,135	1,327,229,496	1,239,777,000	2,583,936,39	1,498,170,639	
1工鉱業費	2,825,400,135	1,327,229,496	1,239,777,000	2,583,936,39	1,498,170,639	
2諸支出金	1,875,100,0	1,875,068,4	0	316	316	
1繰出金	1,875,100,0	1,875,068,4	0	316	316	
歳出合計	2,844,151,135	1,345,980,180	1,239,777,000	2,583,939,55	1,498,170,955	

歳入歳出差引残額
うち基金繰入額
翌年度～繰越額

令和7年9月16日 提出
熊本県知事 木村 敬

令和6年度 熊本県のチツソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算

(四)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入	済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 濟 額	予 算 既 額 と 収 入 予 準 額 と の 比 較	過 誤 納 額
1チッソ貿付費		107319000	107318635	107318635	0	0	0	-365	0
1諸収入		107319000	107318635	107318635	0	0	0	-365	0
2水俣病問題解決支援財團出資費		276267000	276266680	276266680	0	0	0	-320	0
1繰入金		276267000	276266680	276266680	0	0	0	-320	0
3支援措置費		1378816000	1378181293	1378181293	0	0	0	-634707	0
1国庫支出金		429275000	429274532	429274532	0	0	0	-468	0
2繰入金		843541000	842906761	842906761	0	0	0	-63439	0
3県債		1060000000	1060000000	1060000000	0	0	0	0	0
4一時金支払関係支援費		756464000	756463146	756463146	0	0	0	-854	0
1繰入金		756464000	756463146	756463146	0	0	0	-854	0
歳 入 合 計		2518866000	2518229754	2518229754	0	0	0	-63646	0

熊本県のチツソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算

歳出
(単位 円)

款	項	予算現額	支出額	翌年度繰額	不用品額	予算現額と支出額の比較
1チッソ貯付費		536594000	536593167	0		833
1公債費		536594000	536593167	0		833
2水質問題解決支援財团出資費		276267000	27626680	0		320
1公債費		276267000	27626680	0		320
3支援措置費		949541000	948906761	0		634239
1県賄費		106000000	106000000	0		0
2公債費		843541000	842906761	0		634239
4一時金支払関係支援費		756464000	756463146	0		854
1公債費		756464000	756463146	0		854
歳出合計		2518866000	2518229754	0		636246

歳入歳出差引残額

うち基金繰入額

翌年度～繰越額

0円

令和7年9月16日提出
熊本県知事 木村 敬

令和6年度 熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算

款	項	予 算 現 翻	額	調 定 額	取 入 領	不 納 欠 損 額	取 入 未 決 額	予 算 現 額 と 収 入 に 比 較	過 誤 納 額	(単位 円)	
										額	入
1財産収入			4,807,570,000	4,807,570,000		0	0	0	0	0	0
1財産運用収入			4,807,570,000	4,807,570,000		0	0	0	0	0	0
2繰入金			5,845,247,3000	5,845,176,5040		0	0	-70,7960	0		
一般会計繰入金			3,904,597,3000	3,904,426,5040		0	0	-70,7960	0		
2基金繰入金			19,406,500,000	19,406,500,000		0	0	0	0		
3県債			5,707,414,9000	5,707,414,8610		0	0	-390	0		
県債			5,707,414,9000	5,707,414,8610		0	0	-390	0		
歳入合計			11,600,737,9000	11,600,667,0650		0	0	-70,8350	0		

款	項	予 算 現 額	出			予算現額と支出済額との比較
			支 出	済 額	翌 年 度 繰 越 額	
1公・債費		116007379000	116006670650		0	708350
1公・債費		116007379000	116006670650		0	708350
歳 出 合 計		116007379000	116006670650		0	708350

歳入歳出差引額
うち、基金繰入額
翌年度～繰越額

0円
0円

令和7年9月16日 提出
熊本県知事 木 村 敬

令和6年度 熊本県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

(单位) 田

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 浄 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 济 額	予算現額と収入額の比較 予算額との比較	過 誤 納 額
1)預金及び負担金		55210200000	55210200736	55210200736	0	0	0	0
	負担金	55210200000	55210200736	55210200736	0	0	0	0
2)国庫支出金		57261957000	55609355841	55609355841	0	0	-1652601159	0
	国庫負担金	38297575000	35818088841	35818088841	0	0	-2479486159	0
3)財産収入		18964382000	19791267000	19791267000	0	0	826885000	0
	2)国庫補助金	44297000	44296707	44296707	0	0	0	0
	財産運用取入	44297000	44296707	44296707	0	0	-293	0
4)繰入金		12603086000	12007592141	12007592141	0	0	-595493859	0
	1)一般会計繰入金	11853086000	11257592141	11257592141	0	0	-595493859	0
	2)基金繰入金	750000000	750000000	750000000	0	0	0	0
5)繰入		64292998000	64410233785	64410233785	0	0	117235785	0
	1)繰入	64292998000	64410233785	64410233785	0	0	117235785	0
6)繰越金		5410196000	7959878338	7959878338	0	0	2549682338	0
	1)繰越金	5410196000	7959878338	7959878338	0	0	2549682338	0
7)歳入合計		194822734000	195241557548	195241557548	0	0	418823548	0

熊本県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

(単位 円)

款項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用途額	出	
					歳	歳
1民生費	194,570,224,000	185,713,762,691	0	8,856,461,309	8,856,461,309	
1社会福祉費	194,570,224,000	185,713,762,691	0	8,856,461,309	8,856,461,309	
2衛生費	194,148,000	175,833,222	0	18,264,678	18,264,678	
1公衆衛生費	194,148,000	175,833,222	0	18,264,678	18,264,678	
3諸支出金	583,620,000	583,614,49	0	5,51	5,51	

歳入歳出差引残額 9,293,550,086 円

うち基金織入額 なし

翌年度～繰越額 9,293,550,086 円

令和7年9月16日 提出
熊本県知事 木村 敏

熊本県告示第70号

平成29年3月31日告示第425号の2（熊本県が設置する児童相談所に置く児童福祉司の数）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和8年1月23日

熊本県知事 木村 敬

「第13条第2項及び第6項」を「第13条第2項及び第7項」に改める。

熊本県告示第71号

平成27年3月24日熊本県告示第294号（生活困窮者自立支援法の施行に関する事務委任）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和8年（2026年）1月23日

熊本県知事 木村 敬

- 1 中 「第5条第1項」を「第6条第1項」に改める。
- 2 中 「第12条第1項」を「第18条第1項」に改める。
- 3 中 「第15条第1項」を「第21条第1項」に改める。
- 4 中 「第16条第1項」を「第22条第1項」に改める。
- 5 中 「第16条第2項」を「第22条第2項」に改める。

熊本県告示第72号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和8年（2026年）1月23日

熊本県知事 木村 敬

名 称	所 在 地	認 定 期 間
上天草市立上天草総合病院	上天草市龍ヶ岳町高戸141 9番地19	令和8年（2026年） 1月31日から 令和11年（2029年） 1月30日まで
天草市立牛深市民病院	天草市牛深町3050番地	令和8年（2026年） 1月31日から 令和11年（2029年） 1月30日まで
医療法人社団永寿会天草第一病院	天草市今釜新町3413番地6	令和8年（2026年） 1月31日から 令和11年（2029年） 1月30日まで
独立行政法人地域医療機能推進機構天草中央総合病院	天草市東町101番地	令和8年（2026年） 1月31日から 令和11年（2029年） 1月30日まで
天草市立栖本病院	天草市栖本町馬場2560番地14	令和8年（2026年） 1月31日から 令和11年（2029年） 1月30日まで

熊本県告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和8年（2026年）1月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年（2026年）1月23日

熊本県知事 木村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考

主要地方道 菊池鹿北 線	山鹿市菊鹿町上永野字下造 904番7地先から 同所 903番1地先まで	前	8.9 ～ 11.7	7.6	単災関連道路
		後	9.7 ～ 27.2	7.6	

2 区域を変更する期日 令和8年(2026年)1月23日

熊本県告示第74号

平成19年(2007年)3月28日熊本県告示第291号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年(2026年)1月23日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
本村川2	宇土市網津町	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
本村川1	宇土市網津町	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
本網津1-2	宇土市網津町	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
馬門3	宇土市網津町	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
割井川1-1	宇土市網津町	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
上平原1	宇土市網津町	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
馬門7	宇土市網津町	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
割井川1	宇土市網津町	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
割井川2	宇土市網津町	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
下平原(2)	宇土市網津町	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
本網津3	宇土市網津町	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり

(別図1から別図11までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第75号

平成23年(2011年)3月18日熊本県告示第278号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年(2026年)1月23日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
辺田目川	宇土市下網田町	別図のとおり	土石流	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第76号

平成26年(2014年)4月4日熊本県告示第357号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年(2026年)1月23日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
飯塚6	宇土市恵塚町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第77号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和8年(2026年)1月23日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
本村川1	宇土市網津町	別図1のとおり	土石流
辺田目川	宇土市戸口町 宇土市下網田町	別図2のとおり	土石流

(別図1から別図2までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第78号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和8年(2026年)1月23日

熊本県知事 木村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
本網津1-2	宇土市網津町	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

馬門3	宇土市網津町	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
割井川1-1	宇土市網津町	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
上平原1	宇土市網津町	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
馬門7	宇土市網津町	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
割井川1	宇土市網津町	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
割井川2	宇土市網津町	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
下平原(2)	宇土市網津町	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
飯塚6	宇土市恵塚町	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
本網津3	宇土市網津町	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり

(別図1から別図10までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第79号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和8年(2026年)1月23日

熊本県知事 木村 敬

1 競争入札に付する事項

熊本県次期庁内情報基盤における移動通信回線サービス調達

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和8年(2026年)2月3日(火)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで隨時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年(2028年)3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年(2027年)9月1日から令和9年(2027年)10月31日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県告示第80号

次のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第50条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消したので、同法第51条の規定により公示する。

令和8年(2026年)1月23日

熊本県知事 木村敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	取消年月日	事業所番号	障害福祉サービスの種類
スターホームK O S H I 合志市御代志1 535-1	株式会社医療福祉ホールディングス 福岡県福岡市博多区 博多駅中央街8番1号 号J R J P 博多ビル 3F 溝口 登美子	令和8年(2026年)3月19日	43229 00442	共同生活援助
短期入所スター ホームK O S H I 合志市御代志1 535-1	株式会社医療福祉ホールディングス 福岡県福岡市博多区 博多駅中央街8番1号 号J R J P 博多ビル 3F 溝口 登美子	令和8年(2026年)3月19日	43129 00626	短期入所

公 告

熊本県公告第36号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和8年(2026年)1月23日

熊本県知事 木村敬

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

(熊本市内) PPC用紙 A4/6, 500箱、A3/320箱

(2) 調達物品に係る入札・契約担当部局

熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010

(3) 契約の種類

単価契約

(4) 調達物品の仕様等

仕様書による。

(5) 履行期間

令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

(6) 納入場所

熊本県熊本市東区東町四丁目14番37号 自動車税事務所他8県の機関、16県立学校、4警察署、4警察の機関

(7) 入札方式(紙入札併用案件)

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。

ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者

ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(8) 入札金額

入札金額は、それぞれの物品の単価に予定数量を乗じて得た額の合計金額とし(配送費等納入に要する一切の費用を含む。)、4(2)により取得することのできる本入

札に係る様式に定める内訳書を添付すること。

落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

なお、本案件は、単価契約であるので、入札金額の基礎となったそれぞれの物品の単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた金額)をもって契約単価とする。

(9) 調達物品の仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。

(10) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も隨時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から令和8年(2026年)1月30日(金)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本県中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等の取得

熊本県ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ電子申請し、必要書類及び本公告の写しを持参し、又は送付するものとする。送付する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 本調達物品の仕様を満たしていること。

(5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 規格・品質に係る申出書

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和8年(2026年)2月17日(火)午後3時まで

(4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出

があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1 (2) の入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)2月17日(火)午後3時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)3月6日(金)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年(2026年)3月5日(木)午後3時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和8年(2026年)3月6日(金)午前9時

(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送又は持参により事前提出を行うときは、令和8年(2026年)3月5日(木)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付し、又は持参することとする。当該提出においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、1回目の開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び紙入札において入札書を郵送等により事前提出した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからチまでのいづれかに該当する入札は、無効とし、既に行つた入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行つたことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 紙入札による入札において記名を欠く入札

エ 紙入札による入札において金額を訂正した入札

オ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

キ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上上の代理をした者の入札

ク 紙入札による入札において2以上の意思表示をした入札

ケ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

コ 紙入札による入札において入札書に未記入の項目がある入札

サ 紙入札による入札において入札金額の有効数字直前に「円」の記入がない入札

シ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ス 電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札

セ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

ソ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

タ 有効な内訳書が添付されていない入札

チ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいづれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約

担当部局に申し出るとともに入札関係様式に定める入札金額錯誤届を提出すること。
ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。
1(2)の入札・契約担当部局は入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができます。

- ア 入札金額の総額と単価の取り違い
イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがあることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札した者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否
要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、各契約単価に予定数量を乗じて得た各金額を足し合わせた合計金額の100分の10以上の金額を納付し、契約保証金納入書を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 5(3)の申出期限

(イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

熊本県会計規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約(当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。)を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国(独立行政法人及び国立大学法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人を含む。)との間で、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

b 添付書類

イ(ア)に該当する場合にあっては、履行保証保険証券

イ(イ)に該当する場合にあっては、入札関係様式に定める履行証明願(書)

c 提出期限 5(3)の申出期限

d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
 熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システム利用届に関すること。
 熊本県出納局管理調達課調達班
 電話番号 096-333-2580
 ファックス番号 096-381-9010
- エ 電子入札システムの操作方法に関すること。
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased:
 Unit price contract for PPC paper
 A3 size Expected Quantity of 320 boxes (1,500 sheets/box)
 A4 size Expected Quantity of 6,500 boxes (2,500 sheets/box)
- (2) Delivery period:
 Within two weeks of placing the order
- (3) Implementation period:
 April 1st, 2026 ~ March 31st, 2027
- (4) Delivery Place :
 Vehicle Tax Office, and other 8 prefectural offices, and other 16 Kumamoto Prefectural Schools, other 4 police stations, and other 4 police agencies
 4-14-37 Higashi-machi, Higashi ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture, 862-0901, Japan, and other 8 prefectural offices, and other 16 Kumamoto Prefectural Schools, other 4 police stations, and other 4 police agencies
- (5) Date and Place for tender:
 Date: March 6th, 2026, 9:00 a.m.
 Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Procurement Division
 (2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (6) Name of Department in Charge of Bidding Contract
 Management and Procurement Division Treasury Bureau
 Kumamoto Prefectural Government
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8570, Japan
 Phone: 096-333-2580
- (7) Time limit for tender by mail (Registered only) :
 Tender must arrive no later than March 5th, 2026
- (8) Other
 Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

熊本県公告第37号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和8年（2026年）1月23日

熊本県知事 木村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

所有権の移転を行う者		所有権の移転を受ける土地
氏名又は名称	住所	
福田 幸明	熊本市	熊本市東区弓削町122番1ほか2筆
石原 政一	熊本市	熊本市東区秋津町秋田字計路2756番1ほか2筆
上村 誠一	熊本市	熊本市西区河内町野出字西戸切1085番1
小山 靖子	神奈川県 横浜市	熊本市南区奥古閑町字倉山2175番ほか2筆

青木 武人	三重県四日市市	熊本市南区八分字町字角田1341番
伊藤 千晴	熊本市	熊本市南区城南町坂野字海本502番1
清田 明徳	熊本市	熊本市南区城南町千町字沼ノ口1849番ほか1筆
西川 勝幸	熊本市	熊本市北区植木町滴水字尖り1271番1
松本 誠子	熊本市	熊本市北区植木町辺田野字四反畑337番ほか2筆
千原 芳文	宇城市	宇城市小川町川尻字宮敷1031番
小山田 豊	宇城市	宇城市小川町川尻字宮敷1030番ほか1筆
長野 礼子	宇城市	宇城市小川町川尻字宮敷1029番1
橋本 雄太郎	宇城市	宇城市三角町大口字本谷976番
谷川 星子	宇城市	宇城市三角町戸馳字内潟浦4727番ほか1筆
高濱 良弘	宇城市	宇城市三角町里浦字市ノ川1764番2
合志 博之	東京都練馬区	菊池市七城町高島字島の後349番
神尾 和之	山鹿市	菊池市七城町水次字前田92番1ほか2筆
大山 純夫	菊池市	菊池市龍門字川曲2587番1ほか1筆
東 勝廣	菊池市	菊池市旭志麓字北請1378番ほか3筆
上嶋 徳雄	合志市	合志市上庄字小東1587番
松永 幸人	大津町	菊池郡大津町大字平川字高良4105番
豊田 みえ子	菊陽町	菊池郡菊陽町大字原水字北上原4781番
甲斐 孝喜	阿蘇市	阿蘇市一の宮町三野字広石1211番1ほか1筆
河津 とみえ	阿蘇市	阿蘇市役犬原字下道尻1895番1
渡邊 富廣	阿蘇市	阿蘇市役犬原字下道尻1899番3
伊藤 京子	阿蘇市	阿蘇市一の宮町宮地字西田2828番1
山口 直樹	熊本市	阿蘇市一の宮町宮地字南西原5123番
堀 裕子 外1名	熊本市	上益城郡甲佐町大字大町字中島309番
斎藤 愛一郎	熊本市	上益城郡甲佐町大字芝原字芝原第一48番3
斎藤 啓介 外1名	益城町	上益城郡甲佐町大字芝原字芝原第一48番4
正木 秀喜	津奈木町	葦北郡津奈木町大字福浜字大平1877番5
徳澄 静浩	人吉市	球磨郡錦町大字木上北字台原9番73ほか1筆
新福 慎也	鹿児島県霧島市	球磨郡多良木町大字久米字塚田2619番ほか2筆
福岡 末雄	錦町	球磨郡あさぎり町上西字大島378番1ほか1筆

所有権の移転を受ける者		所有権の移転を受ける土地
氏名又は名称	住所	
永井 公敏	熊本市	熊本市南区富合町南田尻字長六385番1ほか2筆
河野 勝利	宇城市	宇城市不知火町小曾部字西迫1761番1ほか11筆
棄田 洋平	宇城市	宇城市不知火町亀松字松ノ元445番1ほか5筆
矢澤 達也	宇城市	宇城市三角町郡浦字矢房9番ほか2筆
吉田 光一郎	宇城市	宇城市三角町戸馳字牧ノ浦6468番1ほか3筆

天川 幸彦	宇城市	宇城市三角町戸馳字堤下 5710番
株式会社竹崎野村農園	宇城市	宇城市松橋町竹崎字石垣 1779番1ほか1筆
笹本 一人	菊池市	菊池市西寺字西前田 1340番
鶴田 真里子	菊池市	菊池市旭志麓字桜ヶ岡 2915番2
原田 真琴	菊池市	菊池市深川字中河原 272番
吉岡 敏広	合志市	合志市竹迫字大谷 28番1ほか4筆
荒木 博文	大津町	菊池郡大津町大字岩坂字境塚 1832番1ほか1筆
渡邊 和弘	大津町	菊池郡大津町大字室字猫尾 423番1ほか2筆
セブンフーズ株式会社	大津町	阿蘇市波野大字波野字龍塚 1657番1ほか1筆
中野 栄作	阿蘇市	阿蘇市永草字中枳浦 1382番1ほか2筆
岩下 誠志	阿蘇市	阿蘇市一の宮町手野字河原田 698番1
麻井 高治	御船町	上益城郡御船町大字田代字南小池 6636番・6637番合併9
渡邊 貴文	益城町	上益城郡益城町大字寺中字河原田 67番1ほか2筆
田上 貴士	山都町	上益城郡山都町下名連石字長迫 5002番
那須 修一	錦町	球磨郡錦町大字木上南字屯所 515番1ほか2筆
塚本 恒夫	あさぎり町	球磨郡あさぎり町免田西字本目 3255番1
山富 裕次	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上南字木本 2718番1ほか2筆
株式会社大泉龍寺	あさぎり町	球磨郡あさぎり町免田東字久鹿 996番1
味岡南ヶ丘農園株式会社	あさぎり町	球磨郡多良木町大字多良木字鎧 4249番ほか1筆
加江 裕二	相良村	球磨郡相良村大字川辺字上七折 1420番1
松田 良太	相良村	球磨郡相良村大字川辺字上高原 59番3ほか8筆
株式会社中嶋牧場	相良村	球磨郡相良村大字柳瀬字浜ノ上 822番4

2 認可年月日
令和8年(2026年)1月9日

熊本県公告第38号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和8年(2026年)1月23日

熊本県知事 木村 敬

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

(宇城十八代+芦北) PPC用紙 A4／1, 830箱、A3／100箱
(宇城十八代+芦北) PPC用紙(間伐材パルプ配合紙) A4／60箱

(2) 調達物品に係る入札・契約担当部局

熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010

(3) 契約の種類

単価契約

(4) 調達物品の仕様等

仕様書による。

(5) 履行期間

令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

(6) 納入場所

PPC用紙 熊本県八代市西片町1660 県南広域本部他3県の機関、11県立学校、1警察署
 PPC用紙(間伐材パルプ配合紙) 熊本県八代市西片町1660 県南広域本部他1県の機関、2県立学校

(7) 入札方式(紙入札併用案件)

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
 ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
 イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
 ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(8) 入札金額

入札金額は、それぞれの物品の単価に予定数量を乗じて得た額の合計金額とし(配送費等納入に要する一切の費用を含む。)、4(2)により取得することのできる本入札に係る様式に定める内訳書を添付すること。

落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

なお、本案件は、単価契約であるので、入札金額の基礎となったそれぞれの物品の単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた金額)をもって契約単価とする。

(9) 調達物品の仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。

(10) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するため登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も隨時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から令和8年(2026年)1月30日(金)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等の取得

エ 熊本県ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ電子申請し、必要書類及び本公告の写しを持参し、又は送付するものとする。送付する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 本調達物品の仕様を満たしていること。

(5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書
 イ 規格・品質に係る申出書

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和8年(2026年)2月17日(火)午後3時まで

(4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)2月17日(火)午後3時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)3月6日(金)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年(2026年)3月5日(木)午後3時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和8年(2026年)3月6日(金)午前9時

(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送又は持参により事前提出を行うときは、令和8年(2026年)3月5日(木)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付し、又は持参することとする。当該提出においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、1回目の開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び紙入札において入札書を郵送等により事前提出した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからチまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 紙入札による入札において記名を欠く入札

エ 紙入札による入札において金額を訂正した入札

オ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

- カ 明らかに連合によると認められる入札
 キ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
 ク 紙入札による入札において2以上の意思表示をした入札
 ケ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
 コ 紙入札による入札において入札書に未記入の項目がある入札
 サ 紙入札による入札において入札金額の有効数字直前に「¥」の記入がない入札
 シ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 ス 電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札
 セ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 ソ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
 タ 有効な内訳書が添付されていない入札
 チ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札関係様式に定める入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。1(2)の入札・契約担当部局は入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができます。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い
 イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがあることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、各契約単価に予定数量を乗じて得た各金額を足し合わせた合計金額の100分の10以上の金額を納付し、契約保証金納入書を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 5(3)の申出期限

(イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

熊本県会計規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約(当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。)を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国(独立行政法人及び国立大学法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人を含む。)とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請

に必要な書類を提出し、承認を受けること。

- a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書
- b 添付書類
 - イ(ア)に該当する場合にあっては、履行保証保険証券
 - イ(イ)に該当する場合にあっては、入札関係様式に定める履行証明願(書)
- c 提出期限 5(3)の申出期限
- d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

- ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

- ウ 電子入札システム利用届に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

- エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)

8 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased:

Unit price contract for PPC paper

A3 size Expected Quantity of 100 boxes (1,500 sheets/box)

A4 size Expected Quantity of 1,830 boxes (2,500 sheets/box)

Unit price contract for PPC paper(thinned wood pulp mixed)

A4 size Expected Quantity of 60 boxes (2,500 sheets/box)

(2) Delivery period:

Within two weeks of placing the order

(3) Implementation period:

April 1st, 2026 ~ March 31st, 2027

(4) Delivery Place :

PPC paper: Southern Kumamoto Administrative Headquarters, and other 3 prefectural offices, and other 11 Kumamoto Prefectural Schools, and other 1 police station

1660 Nishikata-machi, Yatsushiro City, Kumamoto Prefecture, 866-8555, Japan, and other 3 prefectural offices, and other 11 Kumamoto Prefectural Schools, and other 1 police station

PPC paper(thinned wood pulp mixed) : Southern Kumamoto

Administrative Headquarters, and other 1 prefectural office, and other 2 Kumamoto Prefectural Schools

1660 Nishikata-machi, Yatsushiro City, Kumamoto Prefecture, 866-8555, Japan, and other 1 prefectural office, and other 2 Kumamoto Prefectural Schools

(5) Date and Place for tender:

Date: March 6th, 2026, 9:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,

Management and Procurement Division

(2nd floor of Prefectural Government Main building)

(6) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Management and Procurement Division Treasury Bureau

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan

- Phone: 096-333-2580
 (7) Time limit for tender by mail (Registered only) :
 Tender must arrive no later than March 5th, 2026
 (8) Other
 Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

熊本県公告第39号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和8年(2026年)1月23日

熊本県知事 木村 敬

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
 (上益城) PPC用紙 A4／440箱、A3／10箱
 (上益城) PPC用紙(間伐材パルプ配合紙) A4／210箱、A3／20箱
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
 熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2580
 ファックス番号 096-381-9010
- (3) 契約の種類
 単価契約
- (4) 調達物品の仕様等
 仕様書による。
- (5) 履行期間
 令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで
- (6) 納入場所
 PPC用紙 熊本県上益城郡御船町辺田見396番地1 上益城地域振興局他2県の機関、2県立学校、2警察署
 PPC用紙(間伐材パルプ配合紙) 熊本県上益城郡御船町辺田見396番地1 上益城地域振興局他1県の機関
- (7) 入札方式(紙入札併用案件)
 この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
 ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
 イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
 ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (8) 入札金額
 入札金額は、それぞれの物品の単価に予定数量を乗じて得た額の合計金額とし(配送費等納入に要する一切の費用を含む。)、4(2)により取得することのできる本入札に係る様式に定める内訳書を添付すること。
 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
 なお、本案件は、単価契約であるので、入札金額の基礎となったそれぞれの物品の単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた金額)をもって契約単価とする。
- (9) 調達物品の仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (10) 最低制限価格の設定
 この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
- なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のア

の受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和8年（2026年）1月30日（金）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本県中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等の取得

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ電子申請し、必要書類及び本公告の写しを持参し、又は送付するものとする。送付する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 本調達物品の仕様を満たしていること。

(5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 規格・品質に係る申出書

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和8年（2026年）2月17日（火）午後3時まで

(4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和8年（2026年）2月17日（火）午後3時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和8年（2026年）3月6日（金）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年（2026年）3月5日（木）午後3時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和8年（2026年）3月6日（金）午前9時30分

(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送又は持参により事前提出を行うときは、令和8年（2026年）3月5日（木）（必着）までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付し、又は持参することとする。当該提出においては、封筒は、二重封筒で

表封筒に「入札書在中」とび「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの方が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、1回目の開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び紙入札において入札書を郵送等により事前提出した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからチまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行つた入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行つたことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 紙入札による入札において記名を欠く入札

エ 紙入札による入札において金額を訂正した入札

オ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

キ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札

ク 紙入札による入札において2以上の意思表示をした入札

ケ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

コ 紙入札による入札において入札書に未記入の項目がある入札

サ 紙入札による入札において入札金額の有効数字直前に「円」の記入がない入札

シ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ス 電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札

セ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

ソ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

タ 有効な内訳書が添付されていない入札

チ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行つた入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札関係様式に定める入札金額錯誤届を提出すること。

ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。

1(2)の入札・契約担当部局は入札金額錯誤届の提出を行つた者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができます。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、各契約単価に予定数量を乗じて得た各金額を足し合わせた合計金額の100分の10以上の金額を納付し、契約保証金納入書を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 5(3)の申出期限

(イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

熊本県会計規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

b 添付書類

イ(ア)に該当する場合にあっては、履行保証保険証券

イ(イ)に該当する場合にあっては、入札関係様式に定める履行証明願（書）

c 提出期限 5(3)の申出期限

d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システム利用届に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased:

Unit price contract for PPC paper

A3 size Expected Quantity of 10 boxes (1,500 sheets/box)

A4 size Expected Quantity of 440 boxes (2,500 sheets/box)

Unit price contract for PPC paper(thinned wood pulp mixed)

A3 size Expected Quantity of 20 boxes (1,500 sheets/box)

- (2) A4 size Expected Quantity of 210 boxes (2,500 sheets/box)
 Delivery period:
 Within two weeks of placing the order
- (3) Implementation period:
 April 1st, 2026 ~ March 31st, 2027
- (4) Delivery Place :
 PPC paper: Kamimashiki Area Development Bureau, and 2 other prefectural offices, and other 2 Kumamoto Prefectural Schools, and other 2 police stations
 396-1 hetami, Mifune Town, Kamimashiki District, Kumamoto Prefecture, 861-3206, Japan, and 2 other prefectural offices, and other 2 Kumamoto Prefectural Schools, and other 2 police stations
 PPC paper(thinned wood pulp mixed) : Kamimashiki Area Development Bureau, and other 1 prefectural office
 396-1 hetami, Mifune Town, Kamimashiki District, Kumamoto Prefecture, 861-3206, Japan, and other 1 prefectural office
- (5) Date and Place for tender:
 Date: March 6th, 2026, 9:30 a.m.
 Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
 Management and Procurement Division
 (2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (6) Name of Department in Charge of Bidding Contract
 Management and Procurement Division Treasury Bureau
 Kumamoto Prefectural Government
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8570, Japan
 Phone: 096-333-2580
- (7) Time limit for tender by mail (Registered only) :
 Tender must arrive no later than March 5th, 2026
- (8) Other
 Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

熊本県公告第40号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和8年(2026年)1月23日

熊本県知事 木村 敬

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
 (菊池+玉名) PPC用紙 A4／1, 800箱、A3／160箱
 (菊池+玉名) PPC用紙(間伐材パルプ配合紙) A4／900箱、A3／50箱
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
 熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2580
 フックス番号 096-381-9010
- (3) 契約の種類
 単価契約
- (4) 調達物品の仕様等
 仕様書による。
- (5) 履行期間
 令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで
- (6) 納入場所
 PPC用紙 熊本県菊池市隈府1272番地10 県北広域本部他3県の機関、3県立学校、1警察署、2警察の機関
 PPC用紙(間伐材パルプ配合紙) 熊本県菊池市隈府1272番地10 県北広域本部他1県の機関、2警察署
- (7) 入札方式(紙入札併用案件)
 この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
 ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
 イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者

ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(8) 入札金額

入札金額は、それぞれの物品の単価に予定数量を乗じて得た額の合計金額とし（配送費等納入に要する一切の費用を含む。）、4(2)により取得することのできる本入札に係る様式に定める内訳書を添付すること。

落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

なお、本案件は、単価契約であるので、入札金額の基礎となったそれぞれの物品の単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた金額）をもって契約単価とする。

(9) 調達物品の仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(10) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も隨時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和8年（2026年）1月30日（金）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本県中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等の取得

熊本県ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ電子申請し、必要書類及び本公告の写しを持参し、又は送付するものとする。送付する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 本調達物品の仕様を満たしていること。

(5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 規格・品質に係る申出書

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和8年（2026年）2月17日（火）午後3時まで

- (4) 提出先
1 (2) の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
1 (2) の入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)2月17日(火)午後3時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)3月6日(金)まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年(2026年)3月5日(木)午後3時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和8年(2026年)3月6日(金)午前9時30分
(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送又は持参により事前提出を行うときは、令和8年(2026年)3月5日(木)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付し、又は持参することとする。当該提出においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、1回目の開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び紙入札において入札書を郵送等により事前提出した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからチまでのいづれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 紙入札による入札において記名を欠く入札
エ 紙入札による入札において金額を訂正した入札
オ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ 明らかに連合によると認められる入札
キ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
ク 紙入札による入札において2以上の意思表示をした入札
ケ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
コ 紙入札による入札において入札書に未記入の項目がある入札
サ 紙入札による入札において入札金額の有効数字直前に「¥」の記入がない入札
シ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ス 電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札
セ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
ソ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
タ 有効な内訳書が添付されていない入札

チ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札関係様式に定める入札金額錯誤届を提出すること。

ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。

1(2)の入札・契約担当部局は入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができます。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがあることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札した者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、各契約単価に予定数量を乗じて得た各金額を足し合わせた合計金額の100分の10以上の金額を納付し、契約保証金納入書を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 5(3)の申出期限

(イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

熊本県会計規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約(当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。)を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国(独立行政法人及び国立大学法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人を含む。)との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

b 添付書類

イ(ア)に該当する場合にあっては、履行保証保険証券

イ(イ)に該当する場合にあっては、入札関係様式に定める履行証明願(書)

c 提出期限 5(3)の申出期限

d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般

に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システム利用届に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)

8 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased:

Unit price contract for PPC paper

A3 size Expected Quantity of 160 boxes (1,500 sheets/box)

A4 size Expected Quantity of 1,800 boxes (2,500 sheets/box)

Unit price contract for PPC paper(thinned wood pulp mixed)

A3 size Expected Quantity of 50 boxes (1,500 sheets/box)

A4 size Expected Quantity of 900 boxes (2,500 sheets/box)

(2) Delivery period:

Within two weeks of placing the order

(3) Implementation period:

April 1st, 2026 ~ March 31st, 2027

(4) Delivery Place :

PPC paper: Northern Kumamoto Administrative Headquarters, and other 3 prefectural offices, and other 3 Kumamoto Prefectural Schools, and other 1 police station, and other 2 police agencies

1272-10 waifu, Kikuchi city, Kumamoto Prefecture, 861-1331, Japan, and other 3 prefectural offices, and other 3 Kumamoto Prefectural Schools, and other 1 police station, and other 2 police agencies

PPC paper(thinned wood pulp mixed) : Northern Kumamoto Administrative Headquarters, and other 1 prefectural office, and other 2 police stations

1272-10 waifu, Kikuchi city, Kumamoto Prefecture, 861-1331, Japan, and other 1 prefectural office, and other 2 police stations

(5) Date and Place for tender:

Date: March 6th, 2026, 9:30 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,

Management and Procurement Division

(2nd floor of Prefectural Government Main building)

(6) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Management and Procurement Division Treasury Bureau

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

Phone: 096-333-2580

(7) Time limit for tender by mail (Registered only) :

Tender must arrive no later than March 5th, 2026

(8) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県公告第41号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和8年(2026年)1月23日

熊本県知事 木村 敬

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

(天草) PPC用紙 A4／1, 400箱、A3／90箱

- (天草) P P C 用紙 (間伐材パルプ配合紙) A 4 / 2 2 0 箱
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班 (熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本県中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 契約の種類
単価契約
- (4) 調達物品の仕様等
仕様書による。
- (5) 履行期間
令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで
- (6) 納入場所
P P C 用紙 熊本県天草市今笠新町3530 天草広域本部他2県の機関、8県立学校、2警察署
P P C 用紙 (間伐材パルプ配合紙) 熊本県天草市今笠新町3530 天草広域本部他1県立学校、1警察署
- (7) 入札方式 (紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「I C カード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、I C カードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりI C カードの再取得を準備している者
- (8) 入札金額
入札金額は、それぞれの物品の単価に予定数量を乗じて得た額の合計金額とし(配送費等納入に要する一切の費用を含む。)、4(2)により取得することのできる本入札に係る様式に定める内訳書を添付すること。
落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
なお、本案件は、単価契約であるので、入札金額の基礎となったそれぞれの物品の単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた金額)をもって契約単価とする。
- (9) 調達物品の仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も隨時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
公告の日から令和8年(2026年)1月30日(金)午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本県中央区水前寺六丁目18番1号
ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等の取得
熊本県ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ 提出の方法
イの提出先へ電子申請し、必要書類及び本公告の写しを持参し、又は送付するものとする。送付する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 本調達物品の仕様を満たしていること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
- この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ 規格・品質に係る申出書
- (2) 提出方法
- 電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
- 公告の日から令和8年(2026年)2月17日(火)午後3時まで
- (4) 提出先
- 1(2)の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
- 電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
- 1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)2月17日(火)午後3時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
- 入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)3月6日(金)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
- 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年(2026年)3月5日(木)午後3時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 令和8年(2026年)3月6日(金)午前10時
- (イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局
- (ウ) 入札書の提出方法
- 入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送又は持参により事前提出を行うときは、令和8年(2026年)3月5日(木)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付し、又は持参することとする。当該提出においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
- 開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
- 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、1回目の開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
- なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び紙入札において入

札書を郵送等により事前提出した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからチまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 紙入札による入札において記名を欠く入札

エ 紙入札による入札において金額を訂正した入札

オ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

キ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札

ク 紙入札による入札において2以上の意思表示をした入札

ケ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

コ 紙入札による入札において入札書に未記入の項目がある入札

サ 紙入札による入札において入札金額の有効数字直前に「¥」の記入がない入札

シ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ス 電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札

セ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

ソ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

タ 有効な内訳書が添付されていない入札

チ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札関係様式に定める入札金額錯誤届を提出すること。

ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。

1(2)の入札・契約担当部局は入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、各契約単価に予定数量を乗じて得た各金額を足し合わせた合計金額の100分の10以上の金額を納付し、契約保証金納入書を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 5(3)の申出期限

(イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

熊本県会計規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

b 添付書類

イ(ア)に該当する場合にあっては、履行保証保険証券

イ(イ)に該当する場合にあっては、入札関係様式に定める履行証明願（書）

c 提出期限 5(3)の申出期限

d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システム利用届に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased:

Unit price contract for PPC paper

A3 size Expected Quantity of 90 boxes (1,500 sheets/box)

A4 size Expected Quantity of 1,400 boxes (2,500 sheets/box)

Unit price contract for PPC paper(thinned wood pulp mixed)

A4 size Expected Quantity of 220 boxes (2,500 sheets/box)

(2) Delivery period:

Within two weeks of placing the order

(3) Implementation period:

April 1st, 2026 ~ March 31st, 2027

(4) Delivery Place :

PPC paper: Amakusa Administrative Headquarters, and other 2 prefectural offices, and other 8 Kumamoto Prefectural Schools, and other 2 police stations

3530 Imakasashinmachi, Amakusa City, Kumamoto Prefecture, 863-0013, Japan, and other 2 prefectural offices, and other 8 Kumamoto Prefectural Schools, and other 2 police stations

PPC paper(thinned wood pulp mixed) : Amakusa Administrative Headquarters, and other 1 Kumamoto Prefectural School, and other 1 police station

3530 Imakasashinmachi, Amakusa City, Kumamoto Prefecture, 863-0013, Japan, and other 1 Kumamoto Prefectural School, and other 1 police station

(5) Date and Place for tender:

Date: March 6th, 2026, 10:00 a.m.
 Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
 Management and Procurement Division
 (2nd floor of Prefectural Government Main building)
 (6) Name of Department in Charge of Bidding Contract
 Management and Procurement Division Treasury Bureau
 Kumamoto Prefectural Government
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8570, Japan
 Phone: 096-333-2580
 (7) Time limit for tender by mail (Registered only) :
 Tender must arrive no later than March 5th, 2026
 (8) Other
 Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

熊本県公告第42号

県営上津浦地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

令和8年（2026年）1月23日

熊本県知事 木村 敬

熊本県公告第43号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和8年（2026年）1月23日

熊本県知事 木村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所	
佐伯 実	高森町	農事組合法人 奥阿蘇くさかべ	高森町	阿蘇郡高森町大字芹口字上小畑 1544ほか1筆
橋本 光男	高森町	農事組合法人 奥阿蘇くさかべ	高森町	阿蘇郡高森町大字草部字横迫2 123-1ほか1筆
橋本 和則	高森町	農事組合法人 奥阿蘇くさかべ	高森町	阿蘇郡高森町大字草部字横迫2 120-1
谷川 元憲	熊本市	農事組合法人 矢村の杜	高森町	阿蘇郡高森町大字高森字冬野5 61ほか2筆
岩下 大志	熊本市	農事組合法人 矢村の杜	高森町	阿蘇郡高森町大字高森字森園7 13-1
下田 巖	高森町	農事組合法人 矢村の杜	高森町	阿蘇郡高森町大字高森字森園8 11-1
岩下 克尚	高森町	農事組合法人 矢村の杜	高森町	阿蘇郡高森町大字高森字森園7 09
宮本 義春	阿蘇市	中村 熱	阿蘇市	阿蘇市車帰字田ノ口450-1
宮本 義春	阿蘇市	岡田 紗也香	阿蘇市	阿蘇市無田字鏡ノ賓4
阿蘇品 きよみ	阿蘇市	阿蘇品 豊	阿蘇市	阿蘇市一の宮町三野字広石11 92-1ほか2筆
徳永 實	阿蘇市	農事組合法人 あそ黒千807	阿蘇市	阿蘇市黒川字千丁無田807- 283
宮下 邦夫	阿蘇市	木村 広典	阿蘇市	阿蘇市湯浦字北穴田40ほか2

				筆
後藤 義雄	阿蘇市	山部 啓二	阿蘇市	阿蘇市一の宮町坂梨字島廻34 1-1 ほか1筆
廣瀬 栄一	阿蘇市	太田 明宏	阿蘇市	阿蘇市山田字川島1435
佐藤 忠男	阿蘇市	阿蘇農業男児 合同会社	阿蘇市	阿蘇市一の宮町坂梨字北原中2 840 ほか4筆
市原 俊一	阿蘇市	阿蘇農業男児 合同会社	阿蘇市	阿蘇市一の宮町坂梨字駄原28 65-1
市原 千鶴子	阿蘇市	岩下 幸史	阿蘇市	阿蘇市一の宮町三野字大田13 7-1
市原 俊一	阿蘇市	岩下 幸史	阿蘇市	阿蘇市一の宮町三野字広石11 97-1 ほか4筆
坂本 裕子	大津町	有限会社月尾 企画	大津町	菊池郡大津町大字引水字東鶴3 02-1
春日 裕次郎	大津町	今村 将吾	大津町	菊池郡大津町大字吹田字焼牧8
春日 裕次郎	大津町	藤森 祐輔	大津町	菊池郡大津町大字森字登々口2 13-1
錦野 晋哉	大津町	株式会社東洋 新薬	佐賀県 鳥栖市	菊池郡大津町大字錦野字長迫5 48 ほか1筆
東 弘仁	大津町	株式会社東洋 新薬	佐賀県 鳥栖市	菊池郡大津町大字錦野字長迫5 50
福本 高士	熊本市	株式会社東洋 新薬	佐賀県 鳥栖市	菊池郡大津町大字錦野字長迫6 25-1 ほか1筆
上村 憲吾	大津町	株式会社東洋 新薬	佐賀県 鳥栖市	菊池郡大津町大字大林字下尾畠 1305 ほか1筆
中山 千鶴	大津町	株式会社東洋 新薬	佐賀県 鳥栖市	菊池郡大津町大字錦野字長迫5 51
立石 光秋	大津町	株式会社東洋 新薬	佐賀県 鳥栖市	菊池郡大津町大字錦野字長迫5 37
村田 敏郎	大津町	株式会社東洋 新薬	佐賀県 鳥栖市	菊池郡大津町大字錦野字長迫6 14 ほか1筆
高本 裕二	大津町	株式会社東洋 新薬	佐賀県 鳥栖市	菊池郡大津町大字錦野字西迫4 95
東 一夫	大津町	株式会社東洋 新薬	佐賀県 鳥栖市	菊池郡大津町大字錦野字長迫5 34
東 一夫 (亡) 東 武 雄	大津町	株式会社東洋 新薬	佐賀県 鳥栖市	菊池郡大津町大字錦野字長迫5 32
徳永 民子 (亡) 古庄 育男	大津町	株式会社東洋 新薬	佐賀県 鳥栖市	菊池郡大津町大字高尾野字八窪 390-1 ほか6筆
坂梨 真也	熊本市	株式会社東洋 新薬	佐賀県 鳥栖市	菊池郡大津町大字大林字下尾畠 1303-2
矢ヶ部 俊夫	大津町	月尾 正一	大津町	菊池郡大津町大字引水字東鶴2 83-1
上田 武信	大津町	上田 祐誠	大津町	菊池郡大津町大字陣内字海老島 1809
坂本 祥治	大津町	有限会社西本 ファーム	大津町	菊池郡大津町大字室字猫尾43 0 ほか2筆
西村 幸秀	大津町	株式会社なか せ農園	大津町	菊池郡大津町大字岩坂字拝塚2 094 ほか2筆
今村 健正	南阿蘇	今村 康太	南阿蘇	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字東大

	村		村	石328-1ほか6筆
佐藤 義丸	菊陽町	福本 海	大津町	阿蘇郡南阿蘇村大字吉田字上ノ原2054
藤川 よし子	南阿蘇村	福本 海	大津町	阿蘇郡南阿蘇村大字吉田字壱町畑1858-1ほか1筆
今村 カツ子	南阿蘇村	緒方 瞳美	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字西鶴4390
田尻 義典	南阿蘇村	後藤 達雄	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字吉田字壱本杉1016-1ほか2筆
後藤 香奈	南阿蘇村	浅尾 正純	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字入佐内235-4
芹口 士郎	熊本市	長崎 孝司	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字桑原鶴3060-1ほか4筆
原田 英士	南阿蘇村	原田 政雄	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字桑原鶴3114ほか1筆
工藤 節義	南阿蘇村	井上 清二	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字上大川原2571-1ほか1筆
古澤 弥生	南阿蘇村	今村 康太	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字林ノ下2480
今村 美代子	南阿蘇村	今村 康太	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字上尾崩3963-1ほか2筆
佐藤 世市	小国町	佐藤 由孝	小国町	阿蘇郡小国町大字下城字谷2878-95ほか1筆
佐藤 世市	小国町	株式会社下巣畑農産	小国町	阿蘇郡小国町大字下城字谷2878-96ほか3筆
麻生 弘幸 (亡) 麻生 敏哉	熊本市	麻生 正美	小国町	阿蘇郡小国町大字上田字蔵園3236-1
北里 次男	小国町	上野 直吉	小国町	阿蘇郡小国町大字上田字長通1779ほか1筆
板垣 勝子	菊陽町	石坂 孝行	菊陽町	菊池郡菊陽町大字津久礼字松ノ本680
古閑 孝徳	阿蘇市	株式会社きく ようアグリ	菊陽町	菊池郡菊陽町大字久保田字中原2938ほか1筆
南 ルイ子	菊陽町	坂本 孝則	菊陽町	菊池郡菊陽町大字久保田字佐渡原1856-1
南 保子 外 1名	菊陽町	坂本 孝則	菊陽町	菊池郡菊陽町大字久保田字佐渡原1856-2
吉川 寛之	福岡県 宗像市	合同会社西岡 農園	菊陽町	菊池郡菊陽町大字原水字下前原842-11
穴見 講生	熊本市	前田 豊記	菊陽町	菊池郡菊陽町大字原水字北下原1497-2ほか6筆
上田 ミサ子	菊陽町	田崎 勝也	菊陽町	菊池郡菊陽町大字戸次字弓場本511ほか1筆
内村 玲史 (亡) 内村 幸平	熊本市	田崎 勝也	菊陽町	菊池郡菊陽町大字久保田字楠木643
内村 玲史 (亡) 内村 輝雄	熊本市	田崎 勝也	菊陽町	菊池郡菊陽町大字久保田字役給215
上野 春正	菊陽町	田崎 勝也	菊陽町	菊池郡菊陽町大字久保田字堀向1081

坂本 一男	菊陽町	株式会社さかもと農園	菊陽町	菊池郡菊陽町大字辛川字桃尾721
古庄 敏也	菊陽町	矢野 圭介	菊陽町	菊池郡菊陽町大字久保田字中井手2224-1
高本 スエモ	合志市	吉岡 敏広	合志市	合志市幾久富字下岩迫50-1ほか5筆
合志 信敏	合志市	合志 英男	合志市	合志市上庄字揚土1919-1
合志 良一 (亡)合志 ミツ子	合志市	合志 英男	合志市	合志市上庄字揚土1919-3
古閑 龍一	合志市	村上 茂之	合志市	合志市栄字新地1075ほか1筆
野口 真樹	合志市	村上 茂之	合志市	合志市上庄字境目2331-1
合志 隆敏	合志市	村上 茂之	合志市	合志市上庄字高見1066-1
齋藤 寿靖	合志市	福嶋 求仁子	合志市	合志市豊岡字浮地1111-2
齋藤 寿靖	合志市	齋藤 典夫	合志市	合志市豊岡字中高辻582-1
上野 孝次	合志市	合同会社アル テファーム	合志市	合志市栄字新地1074ほか1筆
城 一幸	合志市	大塚 秀男	合志市	合志市幾久富字大開328ほか1筆
高本 徳男	合志市	株式会社合志 百花園ファーム	合志市	合志市合生字小池4251-1
中山 米子	合志市	松永 友泰	合志市	合志市上生字塙塙1362ほか3筆
青木 照美	合志市	株式会社渡邊 農園	合志市	合志市上庄字小影788
重元 幸子	合志市	株式会社渡邊 農園	合志市	合志市福原字辻2935-1ほか1筆
立山 多起子	大津町	株式会社亜陽	熊本市	合志市合生字皆尻2474-1
三石 和男	菊池市	北岡 公敏	菊池市	菊池市赤星字落水田102ほか1筆
中村 浩士	菊池市	川上 悅史	菊池市	菊池市西寺字上竹下877-1
藤本 雄三	菊池市	中原 輝彦	菊池市	菊池市野間口字中河原19-1
中村 ゆみ子 (亡)中村 元二三	菊池市	中原 輝彦	菊池市	菊池市野間口字天神下62
中津 貴美子	菊池市	吉田 可奈子	菊池市	菊池市今字長田256-1ほか1筆
山本 孝親	菊池市	吉田 可奈子	菊池市	菊池市泗水町住吉字硯町3493
山下 悅子 (亡)山下 誠功	菊池市	吉田 可奈子	菊池市	菊池市泗水町住吉字硯町3492
小澄 穂奈美	菊池市	小林 秀樹	菊池市	菊池市原字佐野原384-1ほか4筆
太田 重美	京都府 伊根町	原 義治	菊池市	菊池市四町分字妙見20-1ほか3筆
田中 國友	菊池市	村上 保弘	菊池市	菊池市袈裟尾字上大迫400-16ほか1筆
中山 徳之	菊池市	村上 保弘	菊池市	菊池市袈裟尾字上大迫400-14

富田 信幸	菊池市	水口 啓太郎	菊池市	菊池市西迫間字小坂原 507
宮川 淳一	菊池市	宮川 忠幸	菊池市	菊池市今字森北 322-1 ほか2筆
松永 完一	菊池市	宮川 忠幸	菊池市	菊池市赤星字寿毛賀 1279 ほか1筆
水俣 明宣	菊池市	宮川 忠幸	菊池市	菊池市赤星字落水田 110 ほか4筆
中光 治代 (亡) 中光 松男	菊池市	上野 直敏	菊池市	菊池市袈裟尾字西ノ平 707
東 弘次郎	埼玉県 川越市	有限会社サウ スウインド	菊池市	菊池市七城町亀尾字平宅地 50 9-1 ほか2筆
酒井 幸徳	菊池市	佐々 誠	菊池市	菊池市長田字六反田 55 ほか7 筆
野口 和夫	菊池市	株式会社アド バンス	菊池市	菊池市旭志新明字大迫 813- 1 ほか1筆
平島 敏光	熊本市	内田 恵助	菊池市	菊池市泗水町住吉字鼻操 187 1-1 ほか2筆
東田 文子	西原村	株式会社こめ だファーム	西原村	阿蘇郡西原村大字布田字玉ノ迫 1349 ほか1筆
須藤 香	西原村	株式会社こめ だファーム	西原村	阿蘇郡西原村大字小森字前鶴 6 17-1 ほか6筆
内田 一穂	西原村	株式会社こめ だファーム	西原村	阿蘇郡西原村大字小森字下原 3 096 ほか1筆
田屋 増男	西原村	株式会社こめ だファーム	西原村	阿蘇郡西原村大字布田字下玉田 1821-1
米口 三喜男	西原村	株式会社こめ だファーム	西原村	阿蘇郡西原村大字鳥子字西原 5 97 ほか1筆
須藤 日出明	西原村	株式会社こめ だファーム	西原村	阿蘇郡西原村大字小森字前鶴 5 30 ほか8筆
西本 敏子	西原村	株式会社こめ だファーム	西原村	阿蘇郡西原村大字小森字北原 2 853-1 ほか2筆
青山 千鶴	西原村	株式会社こめ だファーム	西原村	阿蘇郡西原村大字小森字前鶴 5 31
曾我 勝徳	西原村	株式会社こめ だファーム	西原村	阿蘇郡西原村大字鳥子字西原 5 99
山本 輝美	西原村	株式会社こめ だファーム	西原村	阿蘇郡西原村大字布田字東原 1 258
河上 喬	西原村	株式会社こめ だファーム	西原村	阿蘇郡西原村大字布田字床松 5 00
小栗 秀一	西原村	株式会社こめ だファーム	西原村	阿蘇郡西原村大字布田字小鶴 1 584-1
加藤 由美子	西原村	株式会社こめ だファーム	西原村	阿蘇郡西原村大字布田字東原 1 268
首藤 繁義	西原村	株式会社こめ だファーム	西原村	阿蘇郡西原村大字小森字西原 3 143

農地中間管理権の設定等を行う者		農地中間管理権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
片島 常雄	福岡県春日市	阿蘇市黒流町字一番割 33-1
坂梨 光一	阿蘇市	阿蘇市内牧字村下 1634-1 ほか1筆
島田 秀子	阿蘇市	阿蘇市小池字池ノ平 94-7

杉中 邦浩（亡）杉 中 喜春	阿蘇市	阿蘇市役犬原字西道尻 2036 ほか8筆
高宮 ソイ	阿蘇市	阿蘇市黒流町字西村下 249 ほか1筆
橋本 繁輝	阿蘇市	阿蘇市内牧字東番出 1482 ほか4筆
橋本 隆（亡）橋本 テル	阿蘇市	阿蘇市今町字井手下 179 ほか2筆
橋本 達也（亡）橋 本 サワ	大津町	阿蘇市黒流町字村下 312
松田 秀一	阿蘇市	阿蘇市内牧字村下 1633-2 ほか7筆
岩永 裕一郎（亡）	阿蘇市	阿蘇市内牧字小松原 1807-2
岩永 ヲキワ		
岩永 敬一	阿蘇市	阿蘇市役犬原字西道尻 2029-1 ほか8筆
岩永 啓三	阿蘇市	阿蘇市役犬原字西道尻 2023 ほか8筆
岩永 裕一郎	阿蘇市	阿蘇市内牧字小松原 1808 ほか12筆
岩下 哲博	阿蘇市	阿蘇市役犬原字東道尻 1982-1 ほか7筆
岩下 満則	阿蘇市	阿蘇市役犬原字西道尻 2027 ほか7筆
橋本 真治	阿蘇市	阿蘇市今町字井手下 169-1 ほか13筆
橋本 美咲子	阿蘇市	阿蘇市黒流町字村下 332-1 ほか1筆
橋本 一夫	阿蘇市	阿蘇市内牧字小松原 1837 ほか4筆
橋本 勘次	阿蘇市	阿蘇市内牧字小松原 1844-1 ほか2筆
橋本 堅	阿蘇市	阿蘇市内牧字東中無田 1696 ほか12筆
橋本 誠輝	阿蘇市	阿蘇市内牧字東番出 1464 ほか12筆
橋本 豊信	阿蘇市	阿蘇市役犬原字西道尻 2022 ほか4筆
橋本 隆	阿蘇市	阿蘇市役犬原字東道尻 1987 ほか3筆
高宮 武則	阿蘇市	阿蘇市役犬原字西道尻 2038 ほか7筆
村上 美子	阿蘇市	阿蘇市役犬原字西道尻 2046 ほか8筆
渡辺 今朝士	阿蘇市	阿蘇市黒流町字長通 89-1 ほか9筆
嶋田 カチ子	阿蘇市	阿蘇市内牧字東番出 1468 ほか1筆
嶋田 昭二	阿蘇市	阿蘇市内牧字村下 1602 ほか10筆
嶋田 的見	阿蘇市	阿蘇市内牧字東中無田 1701 ほか7筆
嶋田 美和子	阿蘇市	阿蘇市内牧字村下 1591
本田 吉信	阿蘇市	阿蘇市役犬原字西道尻 2043-2 ほか8筆
本田 秋義	阿蘇市	阿蘇市内牧字小松原 1802 ほか7筆
猪島 信也	大分県大分市	阿蘇市今町字東杉馬場 1-1 ほか8筆
岩下 すむ	阿蘇市	阿蘇市黒流町字一番割 51-1
橋本 豊政	阿蘇市	阿蘇市黒流町字村下 270-1
松田 泰治	阿蘇市	阿蘇市内牧字東中無田 1735 ほか2筆
宮崎 美津子	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字四大岩下 2020
恵良 義英	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字四大岩下 1999-1 ほか3筆
伊藤 重和	菊陽町	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字大岩下 1858 ほか4筆
岩下 邦子	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字大岩下 1850 ほか3筆
飯法師 一幸	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字四大岩下 2049-2 ほか4筆
飯法師 ひろ子	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字大岩下 1856-1 ほか2筆
田所 スエ子	千葉県千葉市	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字四ノ駄原 1745-1
伊藤 芳隆	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字三ノ駄原 1724

		- 1 ほか 5 筆
後藤 いみ子	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字三ノ駄原 1708 - 1
後藤 宗夫	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字三ノ駄原 1707
後藤 芳男	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字三ノ駄原 1711 - 1 ほか 4 筆
佐藤 一也	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字二ノ駄原 1501 - 1
田所 サツキ	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字二ノ駄原 1514 - 1 ほか 8 筆
田所 則起	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字三ノ駄原 1696 ほか 3 筆
田所 イツコ (亡)	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字二ノ駄原 1518
田所 三雄		ほか 2 筆
藤原 健三	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字二ノ駄原 1507 ほか 2 筆
藤原 孝誠	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字二ノ駄原 1495 - 1 ほか 5 筆
藤原 健男	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字上駄原 1266 - 2 ほか 1 筆
藤原 健志	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字二ノ駄原 1499 - 1
藤原 元治	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字二ノ駄原 1516 ほか 4 筆
十時久 三男	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字上駄原 1318 - 2 ほか 1 筆
安達 まち子	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字上駄原 1299 ほか 1 筆
桐原 貴博	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字上駄原 1314
後藤 イク子	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字上駄原 1306 ほか 1 筆
田所 イツコ	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字上駄原 1308
田所 哲	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字上駄原 1250 - 1
桐原 幸男	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字上駄原 1258 ほか 9 筆
飯法師 孝誠	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字大岩下 1865 - 1 ほか 3 筆
平山 優紀 (亡) 武 田 春雄	神奈川県相模 原市	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字三ノ駄原 1687 - 1 ほか 2 筆
田所 泰弘	愛知県一宮市	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字二ノ駄原 1512 - 1 ほか 2 筆
飯法師 昭誠	福岡県須恵町	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字四大岩下 2014 ほか 2 筆
桐原 清隆	愛知県名古屋 市	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字上駄原 1298
後藤 芳暁 (亡) 後 藤 光芳	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字三ノ駄原 1675 - 1
染矢 京子 (亡) 染 矢 静子	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字上駄原 1236 - 1 ほか 1 筆

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
農事組合法人黒流	阿蘇市	阿蘇市黒流町字一番割33-1ほか214筆
農事組合法人黒流	阿蘇市	阿蘇市黒流町字村下270-1ほか3筆
農事組合法人久石フーム	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字四大岩下2020ほか105筆
山永 宏	高森町	阿蘇郡高森町大字津留字下ノ津留10-1ほか2筆
有限会社内田農場	阿蘇市	阿蘇市内牧字東中無田1689
岩下 義文	阿蘇市	阿蘇市波野大字波野字南兵3504ほか12筆
岩下 義文	阿蘇市	阿蘇市波野大字波野字兵曾久保3539-3
株式会社サカタファーム九州	熊本市	菊池郡菊陽町大字辛川字下中原2844ほか1筆
株式会社サカタファーム九州	熊本市	菊池郡菊陽町大字戸次字水溜650
株式会社サカタファーム九州	熊本市	菊池郡菊陽町大字戸次字小川原692
株式会社サカタファーム九州	熊本市	菊池郡菊陽町大字馬場楠字風穴715ほか1筆
株式会社サカタファーム九州	熊本市	菊池郡菊陽町大字辛川字下乙若2684-1ほか1筆
株式会社渡邊農園	合志市	合志市幾久富字上砂土原214ほか6筆

2 認可年月日

令和8年(2026年)1月13日

熊本県公告第44号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により国土交通省九州地方整備局筑後川ダム統合管理事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年(2026年)1月23日

熊本県知事 木村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(1級基準点測量)	令和8年(2026年) 1月13日から 令和8年(2026年) 3月27日まで	熊本県阿蘇郡小国町黒渕

熊本県公告第45号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により美里町長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年(2026年)1月23日

熊本県知事 木村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(空中写真測量)	令和7年(2025年) 6月9日から 令和7年(2025年) 12月18日まで	美里町地内

熊本県公告第46号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により天草市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同

法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和8年(2026年)1月23日

熊本県知事 木村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(MMS計測による路面性状調査)	令和7年(2025年) 9月17日から 令和7年(2025年) 12月26日まで	熊本県天草市(倉岳町、 御所浦町、天草町、河浦 町)

熊本県公告第47号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条の2第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年(2026年)1月23日

熊本県知事 木村 敬

- 1 処分をした年月日
令和8年(2026年)1月9日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 - (1) 株式会社AZKINN
山鹿市久原177番地1
代表者 佐藤 勝利
熊本県知事許可(般-2)第15137号
 - (2) 中統株式会社
山鹿市古閑683番地1
代表者 中原 純
熊本県知事許可(般-3)第19384号
- 3 処分の内容
建設業法第29条の2第1項の規定による許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
上記2の建設業者については、営業所の所在地又は建設業者の所在を確知できず、その旨を令和7年(2025年)11月28日付け熊本県公告第690号で公告したが、当該公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申し出がなかった。
このことが、建設業法第29条の2第1項に該当するため。
- 5 教示
 - (1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求することができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
 - (2) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(上記(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります)提起することができます。
ただし、この処分があつたことを知った日(上記(1)の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(上記(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

熊本県公告第48号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により熊本市から熊本都市計画地区計画(佐土原3丁目(その6)地区)の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和8年(2026年)1月23日

熊本県知事 木村 敬

熊本県公告第49号

球磨郡錦町に事務所を置く中球磨土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第19項の規定により公告する。

令和8年(2026年)1月23日

熊本県知事 木村 敬

役職名	氏名	住所
退任		
理事	空戸 直之	球磨郡あさぎり町上西665番地1
理事	緒方 信三	球磨郡あさぎり町上北31番地
理事	和泉 真一	球磨郡あさぎり町上西1315番地
理事	佐無田 森	球磨郡錦町大字一武3879番地
理事	椎葉 和夫	球磨郡錦町大字一武2945番地
理事	古里 直樹	球磨郡錦町大字西3421番地41
理事	山口 敬之	球磨郡錦町大字西1091番地68-2
監事	上淵 寧	球磨郡錦町大字一武2122番地15
監事	上野 勇一郎	球磨郡あさぎり町上西249番地
就任		
理事	犬童 幸憲	球磨郡あさぎり町上南1274番地
理事	上野 勇一郎	球磨郡あさぎり町上西249番地
理事	荒木 栄介	球磨郡あさぎり町上西194番地43
理事	豊永 浩文	球磨郡錦町大字一武3172番地1
理事	椎葉 和夫	球磨郡錦町大字一武2945番地
理事	古里 直樹	球磨郡錦町大字西3421番地41
理事	山口 敬之	球磨郡錦町大字西1091番地68-2
監事	乙益 和浩	球磨郡あさぎり町上西507番地
監事	森岡 誠二	球磨郡錦町大字一武2618番地13

熊本県公告第50号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年(2026年)1月23日

熊本県知事 木村 敬

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
水俣市古賀町二丁目61番1、同61番3、同61番4、同61番5、同61番6、同61番7、同61番8、同61番9、同61番10、同61番11、同61番12、同61番13、同61番14、同61番15、同61番16、同61番17、同61番18、同61番19、同61番20、同61番21、同61番22、同61番23、同61番24、同61番25、同61番26、同61番27、同82番2、同82番11、同82番16及び同82番17並びに水路の一部
9, 268. 51 平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
水俣市百間町二丁目3番22号
有限会社日の出建材

熊本県公告第51号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年(2026年)1月23日

熊本県知事 木村 敬

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市合生字小池4182番1、同4182番2、同4183番1、同4183番2、同4183番3、同4183番4、同4183番5、同4198番10
4, 968. 71 平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区上南部二丁目1番100号
株式会社ハピネス

熊本県公告第52号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和8年(2026年)1月23日

熊本県知事 木村 敬

1 競争入札に付する事項

(1) 調達役務の名称

熊本県次期庁内情報基盤における移動通信回線サービス調達

(2) 調達に係る発注・入札・契約担当部局

熊本県企画振興部デジタル戦略局システム改革課デジタル基盤推進班(熊本県庁行政棟新館9階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(3) 調達に係る入札事務部局

熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(4) 業務の内容

熊本県次期庁内情報基盤における移動通信回線サービス調達要求仕様書(以下「要
求仕様書」という。)による。

(5) 調達役務の利用期間

令和8年(2026年)4月1日(水)から令和9年(2027年)3月31日(水)まで

(6) 納入場所

要求仕様書のとおり。

(7) 入札方式(紙入札併用案件)

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札
による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者に
ついては、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子
入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願
を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。

ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉
塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者

ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(8) 入札金額

入札金額は、本調達役務に要する回線使用料の総額とする(回線使用料には初期費
用及び工事費用を含む。)。なお、落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額
を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金
額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業
者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の10
0に相当する金額により入札すること。(9) 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入
札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札
(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。

(10) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平
成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定され
た者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参
加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参
加するため登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のア
の受付期間以降も隨時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変
更が間に合わない場合がある。ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期
間

イ 公告の日から令和8年(2026年)2月3日(火)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)

イ 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等の取得

エ 熊本県ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イ の提出先へ電子申請し、必要書類及び本公告の写しを添付の上、持参し、又は
送付するものとする。送付する場合は、アの受付期間内に必着とする。(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申
立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更
生計画認可の決定を受けていること。(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申
立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再

生計画認可の決定を受けていること。

- (4) 別紙「機能等証明書について」で示す機能等証明願に提供しようとする通信回線サービスの仕様を示す書類を添付し、令和8年(2026年)2月16日(月)午後5時までに、1(2)の発注・入札・契約担当部局へ提出し、審査を受け、要求仕様書の内容を満たすことの証明(「機能等証明書」による。)を受けた者であること。
- (5) 電気通信事業法の規定に基づく登録又は届出に関する手続を行っている電気通信事業者であること。
- (6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 機能等証明書

ウ 2(5)の電気通信事業者であることを証明する書類

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、

(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和8年(2026年)2月26日(木)午後3時まで

(4) 提出先

1(3)の入札事務部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(2)の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)2月26日(木)午後3時まで受け付ける。

(2) 要求仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)3月10日(火)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年(2026年)3月9日(月)午後3時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和8年(2026年)3月10日(火)午前10時

(イ) 場所 1(3)の入札事務部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送又は持参により事前提出を行うときは、令和8年(2026年)3月9日(月)(必着)までに1(3)の入札事務部局へ書留郵便で送付し、又は持参することとする。当該提出においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達役務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達役務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、1回目の開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び紙入札において入札書を郵送等により事前提出した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書に未記入の項目がある入札

カ 紙入札による入札において入札金額の有効数字直前に「¥」の記入がない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札事務部局を窓口として1(2)の発注・入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。

1(2)の発注・入札・契約担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができます。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付し、契約保証金納入書を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の発注・入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
 熊本県企画振興部デジタル戦略局システム改革課デジタル基盤推進班
 電話番号 096-333-2143
 ファックス番号 096-381-8211
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
 熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
- ウ 入札手続（紙入札移行承認等）及び電子入札システム利用届に関すること。
 熊本県出納局管理調達課調達班
 電話番号 096-333-2580
 ファックス番号 096-381-9010
- エ 電子入札システムの操作方法に関すること。
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and Content of Consignment
 Procurement of Mobile Communication Network Services for the Kumamoto Prefectural Government's Next-Generation Internal Information Infrastructure
- (2) Date and Place for tender
 Date: March 10th 2026 10:00 a.m.
 Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
 Management and Procurement Division
 (2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
 System Reformation Division, Digital Innovation Bureau, Department of Planning and Development, Kumamoto Prefectural Government
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 (9th floor of Prefectural Government New Building)
 862-8570, Japan
 Phone: 096-333-2143
- (4) Other
 Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

熊本県公告第53号

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）第19条第1項の規定により公聴会を開催するので、熊本県環境影響評価条例施行規則（平成12年熊本県規則第56号）第23条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年（2026年）1月23日

熊本県知事 木村 敬

1 事業者の氏名及び住所

- (1) 氏名 宇土市 代表者 宇土市長 元松 茂樹
 (2) 住所 熊本県宇土市浦田町51番地

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 住吉漁港土砂受入地整備事業
 (2) 種類 公有水面の埋立て
 (3) 規模 埋立区域の面積 約16.4ha

3 対象事業実施区域の位置

熊本県宇土市住吉町地先公有水面

4 公聴会の開催を予定する日時及び場所

- (1) 日時 令和8年（2026年）2月25日（水）午前10時から正午まで
 (2) 場所

網津防災センター（宇土市網津町1991番地1）

5 公聴会において意見を聴こうとする事項

「住吉漁港土砂受入地整備事業に係る環境影響評価準備書」に係る環境の保全の見地からの意見

6 公述の申出に関する事項

公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述人」という。）は、令和8年（2026年）2月12日（木）まで（必着）に、郵送、ファクシミリ、電子メール又は電子申請のいずれかにより次に掲げる事項を記載（別紙様式を参照のこと。）し、公述

を申し出るものとする。

- (1) 氏名及び住所 (法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公述人の氏名及び職名。氏名又は名称には振り仮名を付けること。)
- (2) 連絡先の電話番号
- (3) 電子メールアドレス (電子メール又は電子申請により申し出る場合)
- (4) 対象事業の名称
- (5) 公述記録の公表の希望の有無
- (6) 公述の方法
- (7) 環境の保全の見地からの意見の要旨 (日本語により、意見の理由を含めて記載すること。)

7 公述の申出先

- (1) 郵送

〒862-8570 熊本県中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班

封筒に「公述申出書在中」と朱書きすること。

- (2) ファクシミリ

096-387-7612

- (3) 電子メール

k a n k y o u h o z e n @ p r e f . k u m a m o t o . l g . j p

- (4) 電子申請

h t t p s : / / l o g o f o r m . j p / f o r m / x 4 b 6 / 1 3 9 5 6 9 0

8 公述に関する注意事項

- (1) 公述の順番は、公述申出書の受付順とする。
- (2) 公聴会の会場及び時間について、公述人が多数の場合は変更する場合がある。(その場合において、あらかじめ公述人に通知する。)
- (3) 公述時間 (公述人が意見を述べる時間) については、一人につき10分程度を予定している。(公述人が多数あるときその他公聴会の目的を達成するために必要と認めるときは、公述時間を定めるものとし、あらかじめ公述人に通知する。)
- (4) 公述人は、日本語により陳述するものとする。
- (5) 議長は、公述人が健康上の理由その他のやむを得ない理由により自ら陳述できないときは、意見の要旨を県の職員に読み上げさせるものとする。
- (6) 公聴会において発言できる者は、公述人に限るものとし、その発言は、前記5の範囲を超えてはならない。
- (7) 対象事業の内容や準備書について県又は事業者からの説明・質疑応答は行わない。

9 傍聴について

傍聴を希望する者は、公聴会の開始予定時刻までに、開催会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。この場合において、入場は受付順とする。なお、開催場所の駐車場に限りがあるため、できるだけ公共交通機関を利用すること。

10 開催の中止等について

前記6の公述の申出がない場合は、開催を中止する。

11 問合せ先

熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班

電話番号 096-333-2268

別紙様式

公述申出書

公聴会において環境保全の見地からの意見を述べたいので、熊本県環境影響評価条例施行規則第24条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

令和 年 月 日

熊本県知事 木村 敬 様

1 公述申出者

住 所

ふりがな

氏 名

電話番号

電子メールアドレス(電子申請及び電子メール申請の場合のみ記載)

※公述申出者の住所、氏名、ふりがな、連絡先は、事前に開催時間等をお知らせするために必要ですでの、必ず記載してください。法人等の団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする方の氏名及び職名を記載してください。

※記載いただいた情報は、公聴会の開催のためにのみ使用します。公聴会では公述番号でお呼びしますので、他の公述人や傍聴人等に明らかにするものではありません。

2 対象事業の名称 「住吉漁港土砂受入地整備事業」

3 公述記録の公表について

令和7年4月以降、県では本公聴会の公述人の意向に応じ、公述いただいた意見を記載した公述の記録を県ホームページに掲載しています。

あなたの公述記録を県ホームページに掲載することを希望しますか。

下表のどちらかに「○」を記入してください。

希望する		希望しない	
------	--	-------	--

※掲載時は、熊本県情報公開条例第7条各号に該当する公述人の氏名や公述内容における個人情報や希少な動植物の生息場所等に該当する部分は非公開とします。

4 公述の方法① いずれかに○を付けてください。

() 会場で公述

※公述時間は一人10分程度を予定

() 県の職員による要旨の代読

【理由】

[]

例：通院のため、家族の介護のため

※公聴会は、原則として「会場で公述」していただくものですが、健康上の理由その他の理由により自ら陳述できない場合は、意見の要旨を県の職員が読み上げることができます。

5 公述の方法②

会場で公述を希望する場合は、公述方法について下表のいずれかに「○」を記入してください。

口頭のみ		プロジェクター使用※ (パソコンは公述人持参)		説明資料を 会場内で掲示※	
------	--	----------------------------	--	------------------	--

※ プロジェクター使用又は説明資料掲示を行う場合は、そのデータ等を開催2日前（休日の場合はそれ以前の平日）までに環境保全課へ提出してください。

また、説明スライド(パワーポイント等)や説明資料(模造紙等に記載したもの)は、公述する環境保全の見地からの意見に係るものに限り使用することができます。

公述にあたり、その他必要なことがあれば事務局へ事前に連絡をお願いします。

6 意見の要旨 次のページに御記載ください。

- ・準備書に係る環境保全の見地からの意見について、項目ごとにその理由も含め、具体的に整理して、記載してください。
- ・公聴会は説明会ではありません。県や事業者から説明や質疑応答、御意見に対する回答は行いません。

提出期限 令和8年（2026年）2月12日（木）必着

意見の要旨

※記載欄が不足する場合は、適宜、欄や用紙を追加してください。

熊本県公告第54号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和8年(2026年)1月23日

熊本県知事 木村 敬

- 1 築造者の住所 玉名市立願寺1392番地1
- 2 築造者の氏名 株式会社やましよ不動産
- 3 道路の位置 玉名市山田字平嶋2156番7
- 4 道路の幅員 4.99メートルから5.00メートルまで
- 5 道路の延長 35.00メートル
- 6 指定年月日 令和8年(2026年)1月14日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第232号

登載依頼**熊本県教育委員会公告第11号**

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年(2026年)1月23日

熊本県教育長 越猪 浩樹

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
熊本県立高等学校学習者用端末賃貸借
端末数: 2,000台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県教育庁教育政策課教育DX・働き方改革推進室働き方改革推進班
郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
令和7年(2025年)12月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社JEC C
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
3,119,050円(うち消費税及び地方消費税の額283,550円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和7年(2025年)10月28日

熊本県農業振興促進審議会公告第1号

令和7年度熊本県農業振興促進審議会の会議を次のとおり開催する。

令和8年(2026年)1月23日

熊本県農業振興促進審議会

- 1 開催日時
令和8年(2026年)2月2日(月)午後2時から午後3時30分(予定)まで
- 2 開催場所
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題
 - (1) 会長及び副会長の選任について
 - (2) 農業振興地域の区域の変更について
 - (3) 市町村農業振興地域整備計画の変更について
 - (4) 熊本県農業振興地域整備基本方針の変更について
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従って会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行き、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県農業振興促進審議会事務局
(熊本県農林水産部農村振興局農村計画課農地農振室農振班)
電話096-333-2365

芦北地域保健医療推進協議会公告第1号

令和7年度(2025年度)芦北地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

令和8年(2026年)1月23日

芦北地域保健医療推進協議会

1 開催日時

令和8年(2026年)1月28日(水)午後2時から午後4時まで

2 開催場所

水俣市中央公園1番地

水俣市立総合体育館 1階会議室A・B

3 議題

(1) 令和7年度(2025年度)芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の報告について

(2) 第8次熊本県保健医療計画及び同計画芦北圏域編の取組状況等について

(3) その他

4 傍聴者定員

10人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができます。

(2) 傍聴の手続は、先着順を行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

水俣市八幡町3丁目2番7号

芦北地域保健医療推進協議会事務局(熊本県水俣保健所総務企画課)

(電話0966-63-4104)

熊本県病院局告示第1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和8年(2026年)1月23日

熊本県病院事業管理者職務代理者 首席審議員 鍾 本 亮 太

1 競争入札に付する事項

熊本県立こころの医療センター清掃業務

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「業務委託」で、業種が「庁舎管理(庁舎清掃)」に登録された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要な書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和8年(2026年)1月30日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで隨時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年(2028年)3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続き

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年(2027年)9月1日から令和9年(2027年)10月31日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第

1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県病院局公告第1号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和8年(2026年)1月23日

熊本県病院事業管理者職務代理者 首席審議員 鍾 本 亮 太

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

熊本県立こころの医療センター清掃業務

(2) 業務に係る入札・契約担当部局

熊本県病院局総務経営課総務・管理班(熊本県立こころの医療センター管理棟1階)
郵便番号 861-4154 熊本市南区富合町平原391

(3) 業務の内容

熊本県立こころの医療センター清掃業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(4) 委託期間

令和8年(2026年)4月1日(水)から令和9年(2027年)3月31日(水)まで

(5) 履行場所

熊本県立こころの医療センター
熊本市南区富合町平原391

(6) 入札方式(紙入札併用案件)

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。

ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉

塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(7) 入札金額

入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当額金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

(8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。

(9) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

(10) 低入札価格調査の設定

この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「業務委託」、業種が「庁舎管理(庁舎清掃)」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も隨時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から令和8年(2026年)1月30日(金)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等の取得

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ電子申請し、必要書類及び本公告の写しを持参し、又は送付するも

のとする。送付する場合は、アの受付期間内に必着とする。

- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 一般財団法人医療関連サービス振興会が策定する医療関連サービスマーク制度の院内清掃業務の認定を受けている者であること。
- (6) 過去5年間において、仕様書の内容と同種及び同程度、かつ、日常清掃の対象となる延べ床面積の計が9,700平方メートル以上ある病床数200床以上の病院(医療法第1条の5に規定する病院)の清掃業務の受託実績を2回以上、又は2年以上履行している者であること。ただし、複数年契約の場合は、全ての契約期間が終了しているものに限る。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(1)から(6)に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書(別紙様式2)

イ アの確認資料

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和8年(2026年)2月6日(金)午後5時まで

(4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)2月6日(金)午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)3月5日(木)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年(2026年)3月4日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和8年(2026年)3月5日(木)午前10時

(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送又は持参により事前提出を行うときは、令和8年(2026年)3月4日(水)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付し、又は持参することとする。当該提出においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送

により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、1回目の開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び紙入札において入札書を郵送等により事前提出した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書に未記入の項目がある入札

カ 紙入札による入札において入札金額の有効数字直前に「¥」の記入がない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。

1(2)の入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができます。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県病院局会計規程(平成20年熊本県病院局管理規程第7号)第97条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

なお、本入札は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低価格をもって申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、参入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、参入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県病院局会計規程第85条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付し、契約保証金納入書を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を病院局に提出したときに還付する。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県病院局総務経営課総務・管理班

電話番号 096-357-2151

ファックス番号 096-357-2185

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システム利用届に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment

Cleaning Services for Kumamoto Prefectural Kokoro Medical Center

(2) Date and Place for tender

Date: March 5, 2026, 10:00 a.m.

Place: General Affairs and Management Unit, General Affairs and Management Division, Kumamoto Prefectural Hospital Bureau
(1st Floor of the Administration Building, Kumamoto Prefectural Kokoro Medical Center)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

General Affairs and Management Unit, General Affairs and Management Division, Kumamoto Prefectural Hospital Bureau

391 Hirabaru, Tomiai-machi, Minami-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture, 861-4154, Japan

Phone: 096-357-2151

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県障害者施策推進審議会公告第1号

令和7年度（2025年度）熊本県障害者施策推進審議会を次のとおり開催する。
令和8年（2026年）1月23日

熊本県障害者施策推進審議会

1 開催日時

令和8年（2026年）2月3日（火）

午後2時から

2 開催場所

熊本市中央区水前寺公園28-51

ホテル熊本テルサ3階 たい樹

3 議題（予定）

- (1) くまもと障がい者プラン（第6期熊本県障がい者計画）の進捗状況について
- (2) 熊本県障がい福祉計画（第7期熊本県障がい福祉計画・第3期熊本県障がい児福祉計画）の実績について
- (3) 次期熊本県障がい者計画及び熊本県障がい福祉計画の策定について
- (4) 令和7年度の主な取組状況について

4 傍聴者の定員について

10人

5 傍聴手続について

- (1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、係員の指示に従って入室することができる。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
(3) 傍聴を希望される方で、傍聴に際して手話通訳、要約筆記等が必要な場合は、令和8年(2026年)1月27日(火)までに下記問合せ先へ申し込むこと。
6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県障害者施策推進審議会事務局(熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課企画共生班)(電話 096-333-2236)

熊本県健康食生活・食育推進連携会議公告第1号

令和7年度(2025年度)熊本県健康食生活・食育推進連携会議を次のとおり開催する。

令和8年(2026年)1月23日

熊本県健康食生活・食育推進連携会議

- 1 開催日時
令和8年(2026年)1月29日(木曜日)
午後3時から午後4時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県防災センター 101, 102会議室
- 3 議題
(1) 第4次熊本県健康食生活・食育推進計画について
(2) 健康食生活・食育推進に関する取組みについて
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続きは先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 健康長寿・食育班
(電話 096-333-2252)

熊本県環境審議会水保全部会公告第1号

熊本県環境審議会水保全部会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

令和8年(2026年)1月23日

熊本県環境審議会水保全部会長

- 1 開催日時
令和8年(2026年)1月28日(水) 10時から12時
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県防災センター B01会議室
- 3 議題
(1) 令和8年度(2026年度)公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)について
- 4 傍聴者の定員
10名
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、水保全部会長の許可を得たうえで、会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境審議会水保全部会事務局
(熊本県環境生活部環境局環境保全課水質保全班 電話 096-333-2271)